

第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画 の策定について

令和2年12月1日に公表した、第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画（案）について、区民等の意見提出手続の結果等を踏まえ、一部修正した上で策定したので報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ 令和2年12月1日号
- ・ 杉並区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧

(3) 意見提出実績

計14件	(個人8件、団体6件)	延べ36項目
・ 文書		1件
・ F A X		4件
・ 電子メール		2件
・ 区公式ホームページ		7件

2 提出された意見と区の考え方等

(1) 区民等の意見の概要と区の考え方（別紙1）

(2) 第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画（案） の修正一覧（別紙2）

区民等の意見提出手続による修正2箇所を含め3箇所の修正を行う。

3 修正後の第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画 （別紙3）

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年4月 計画の公表

**【第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画】
区民等の意見の概要と区の考え方**

※網かけの部分は、計画に反映させた意見

NO	意見の概要	区の考え方
計画全般		
1	現在、杉並区では、「障害者」と「健常者」の格差や、障害種別間の格差が数多く存在する。第6期計画が、障害者権利条約や障害者差別解消法を踏まえたものになることを願う。	計画案は、国の基本指針に即した内容・手続きで策定しています。引き続き、法令を踏まえ、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施します。
2	現場で計画の数値を実現するだけに終わるのでなく、障害者とその家族の人生にぬくもりを伝えられる支援になるよう、尽力してほしい。	計画の進捗状況を杉並区地域自立支援協議会等と共有しながら、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施します。
3	計画が適正な検討過程を経て作成された説明を、計画案冒頭に掲載すべき。特に、どれくらいの障害当事者が参加したのか明らかにすべき。計画の作成過程に疑義があるので、令和3年度中に適正な検討過程を経て再作成をすべき。	計画案は、杉並区障害者地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置した計画部会、杉並区障害者福祉推進連絡協議会において検討を行う等、国の基本指針に即した手続きで策定しているため、再作成は予定していません。ご意見のうち、地域自立支援協議会・障害者福祉推進連絡協議会等での検討経過については、計画の参考資料として公表します。
第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状		
1 障害者数の状況		
4	発達障害者と高次脳機能障害者の数の内訳を掲載すべきである。	発達障害と診断された方及び高次脳機能障害者の数に関する網羅的な調査等を行っていないため、内訳を記載していません。
第4章 計画の成果目標と活動指標		
1 成果目標		
(1) 就労支援の充実		
5	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、就労移行や地域移行の成果目標については、「現行計画よりも低い基準に設定する」又は「数値目標を定めない」等の特別な措置を講じる必要がある。	新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで、どの程度継続するかを見通すことが困難なため、令和3年度から令和5年度までの目標値については、原則として感染症の影響を見込んでいません。計画期間中に成果目標に係る実績を把握し、必要に応じて計画の変更等の措置を検討します。
(2) 地域連携による相談支援体制等の充実		
6	国の基本指針に即して、「退院後一年以内の地域における平均生活日数」、「一年以上長期入院患者数」及び「早期退院率」に係る成果目標を設定すべき。また、杉並区民の精神病床における入院者の状況が分かる資料を掲載すべき。	令和2年11月13日付け厚生労働省の事務連絡により、退院後一年以内の地域における平均生活日数、一年以上長期入院患者数及び早期退院率については、引き続き都道府県のみでの設定で差し支えないと通知されていること等を踏まえ、第5期の計画同様、これらの成果目標の設定等を行っていません。

NO	意見の概要	区の方考え方
(3) 障害児支援の充実		
7	重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する放課後等デイサービスを利用したい保護者が、希望する日数どおり利用できるよう、放課後等デイサービスの設置数を見直してほしい。	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数については、現在の2か所から3か所以上とする計画とし、引き続き、基盤整備に努めます。
2 活動指標		
(3) 居住系サービス等		
8	共同生活援助（グループホーム）の利用者数が見込みを上回るよう区が中心となって取り組んでほしい。	計画に基づいて施策を着実に実施するとともに、見込量の達成状況については、計画期間中に定期的に分析・評価を行います。
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
9	「地域定着支援と・・・自立生活援助は、想定する対象者がほぼ同じ」との説明があるが、制度誤認であるので、正しい制度説明を掲載し、それに応じた積極的な見込量を策定すべき。（同趣旨1件）	国の事務処理要領（介護給付費等に係る支給決定事務等について）において、自立生活援助は、障害者が自立した地域生活を営む上での各般の問題に対し、当該障害者の状況を把握し、必要な支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するものとされています。本計画案は、国の要領及び区の実情を踏まえたものであり、見込量の変更は行いませんが、ご指摘を踏まえ、より分かりやすくなるように、説明の文言を修正します。 [別紙2 No.1]
3 地域生活支援事業		
10	これまで杉並区は、基幹相談支援センターは設置しておらず、その機能を障害者施策課で持っているとして説明していた。基幹相談支援センターがいつどのように設置されたのか、また、その役割についても説明を掲載すべきである。	ご指摘を踏まえ、基幹相談支援センターに関する備考を表に追記します。 [別紙2 No.2]
11	区では現在、移動に関する事業の見直しを検討しているが、今回の見込みは、利用人数や時間が増えていても一人当たりの利用時間の見込みはほとんど増えていない。また、見込みの根拠が記載されていないことは残念である。	移動支援事業に係る令和3年度から令和5年度までの月間の利用人数及び利用時間の見込量については、令和3年度に実施を予定している見直し内容が決定したことに伴い修正します。 [別紙2 No.3]
12	地域活動支援センターの設立に向けて取り組んでいる団体があるので、計画に地域活動支援センターを増設する旨を書き加えてほしい。（同趣旨2件）	区が実施する地域生活支援事業については、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて箇所数を計画しています。ご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

NO	意見の概要	区の方考え方
その他		
13	災害時、グループホームで暮らす方の把握を区が率先して行ってほしい。グループホームの災害時対応の準備もまちまちである。また、災害時にグループホームと家族との緊急連絡が取れるようにすることについて、区として義務化してほしい。	グループホームにおける非常災害対策は、一義的には基準省令（平成18年厚労令171号）第70条等に基づき各施設で適切に対応すべきものとなります。なお、区では、災害対応を含め、グループホーム従事者への支援を図るため、杉並区障害者グループホーム地域ネットワーク事業を実施しています。災害時の施設での対応について、今後の参考とさせていただきます。
14	療育には通っているものの、他の保護者と育児の悩みを相談したり、情報を共有できる場所が少ないと感じている。今後、保護者同士が交流できる機会も設けてほしい。	区では現在、子どもの育ちを支える力を向上させる子育て支援策としてペアレント・プログラムを実施し、6回の講座後、フォローアップの機会を設けています。保護者同士の交流の機会の充実についてのご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
15	学童クラブでの重症心身障害児・医療的ケア児の受入れと、通所に必要な移動支援を整備してほしい。	重度重複障害のあるお子さんは、高円寺学園学童クラブで受入れを行っています。ご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
16	障害児の受入れをしている幼稚園・子供園の情報を探するのが難しいので、保育園同様、情報発信を充実させてほしい。	幼稚園・子供園に関する情報提供に対するご意見として、今後、ホームページ上から情報をわかりやすく入手できるように、検討させていただきます。
17	「きょうだい児」やヤングケアラーについて検討してほしい。	家族の状況等に応じて適切な福祉サービス等の利用が行われるよう、引き続き事業者と区が連携し、必要な支援を図ります。なお、ヤングケアラーについては、東京都が学校等にヒアリング調査を行う予定と把握しており、区としても国や東京都の動向を注視していきます。
18	発達障害児の就学後、学校と放課後等デイサービスや学齢期発達支援間の連携がどのように行われていくのか等、福祉と教育の連携についての取組や考え方が知りたい。	放課後等デイサービスは、放課後に障害児が安心して過ごせる場を提供しており、必要に応じて学校とも情報共有を図っています。また、学齢期発達支援事業は、発達障害児が所属する小学校、区、委託事業所の三者が情報を共有しながら、発達課題への支援を行っています。
19	知的障害者の支援員等への手当の加算等の待遇改善や、職員寮アパートの借上げをした法人への家賃補助を行う等、他区とは違う優遇を実施してほしい。	人材確保に係る優遇策についてのご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
20	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の重症心身障害児及び医療的ケア児の長時間預かりに対して「重症心身障害児・医療的ケア児を対象とする通所事業運営助成金」を給付してほしい。	放課後等デイサービス事業者に対する助成に係るご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

NO	意見の概要	区の考え方
21	川崎市で実施している「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を杉並区でも取り入れてほしい。	ご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
22	移動支援事業については、障害種別による支給条件の格差解消を図ってほしい。（同趣旨4件）	障害者の移動に関する事業の事業内容に係るご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
23	移動支援事業については、通所・通学の利用は、実際に要する時間の支給、支給要件などの見直しを図ってほしい。（同趣旨1件）	
24	移動支援事業については、個々のニーズに応じた柔軟な運用を図ってほしい。（同趣旨1件）	
25	移動支援事業については、ヘルパー不足への対応を図ってほしい。	
26	福祉タクシー券予算の減額を再検討してほしい。（同趣旨1件）	

第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画（案）の修正一覧

凡例：★印 = 区民等の意見提出手続による意見を踏まえた修正(網掛け部分)

・印 = その他の修正

修正箇所			計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由																								
No	頁	項目名等																											
1	31	活動指標(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の【見込み】に関する説明の2個目の○の4行目	地域定着支援と平成30年4月から創設された自立生活援助は、想定する対象者がほぼ同じであり、地域移行の対象者が増えても、その方の状況によってどちらかのサービスを選択することになるため、どちらのサービスについても、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。	<u>地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うものです。平成30年度に地域定着支援の支援内容を包含するサービスとして、単身の障害者等の自立した日常生活の実現に必要な支援を行う自立生活援助が創設されたことに伴い、地域定着支援は、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。</u>	★区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすくなるように記述を修正 [別紙1 P2 No.9]																								
2	38	地域生活支援事業の表中基幹相談支援センターに関する備考	なし	<u>区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が基幹相談支援センター機能の一部を担ってきましたが、令和3年度以降、当該機能の拡充を図ります。</u>	★区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすくなるように記述を追加 [別紙1 P2 No.10]																								
3	38	地域生活支援事業の表中移動支援事業の見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間利用者数</td> <td>849人</td> <td>918人</td> <td>987人</td> </tr> <tr> <td>月間利用時間</td> <td>14,802時間</td> <td>16,005時間</td> <td>17,208時間</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	月間利用者数	849人	918人	987人	月間利用時間	14,802時間	16,005時間	17,208時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間利用者数</td> <td>939人</td> <td>1,015人</td> <td>1,091人</td> </tr> <tr> <td>月間利用時間</td> <td>18,780時間</td> <td>20,300時間</td> <td>21,820時間</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	月間利用者数	939人	1,015人	1,091人	月間利用時間	18,780時間	20,300時間	21,820時間	・移動支援事業の見直し内容が決定したことに伴い修正
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																										
月間利用者数	849人	918人	987人																										
月間利用時間	14,802時間	16,005時間	17,208時間																										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																										
月間利用者数	939人	1,015人	1,091人																										
月間利用時間	18,780時間	20,300時間	21,820時間																										

第6期杉並区障害福祉計画
第2期杉並区障害児福祉計画

令和3～5年度（2021～2023年度）

杉 並 区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進に向けて	3

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況	4
2 サービスの利用状況等	9

第3章 障害福祉施策の体系

1 障害福祉施策の体系	1 2
-------------------	-----

第4章 計画の成果目標と活動指標

1 成果目標	1 5
2 活動指標	2 3
3 地域生活支援事業	3 7

資料	4 0
----------	-----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。また、児童福祉法第33条の20の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。

このことに伴い、国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に則した計画として、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置付け

(1) 「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の位置付け

「第6期杉並区障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

また、「第2期杉並区障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

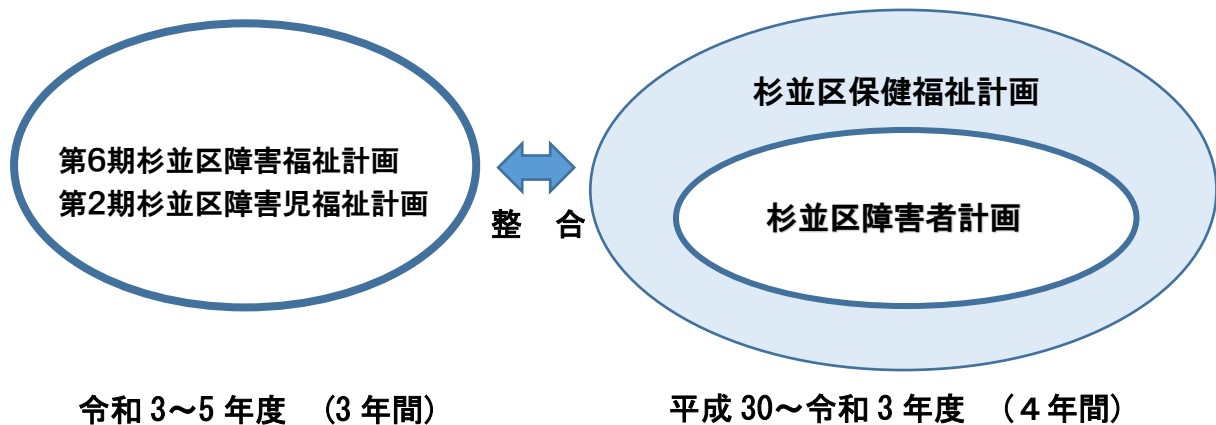
区では、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 他の計画との整合

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」は、障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を内包する「杉並区保健福祉計画」等の計画との整合を図りながら策定します。

(参考)「杉並区障害者計画」との関係

	第6期杉並区障害福祉計画 第2期杉並区障害児福祉計画	杉並区障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
趣 旨	国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などを定める計画	障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
位置付け	杉並区保健福祉計画と整合を図りながら策定	杉並区保健福祉計画に包含して策定
計画期間	令和3～5年度（3年間） ※国の基本指針による	平成30～令和3年度（4年間） ※杉並区保健福祉計画による

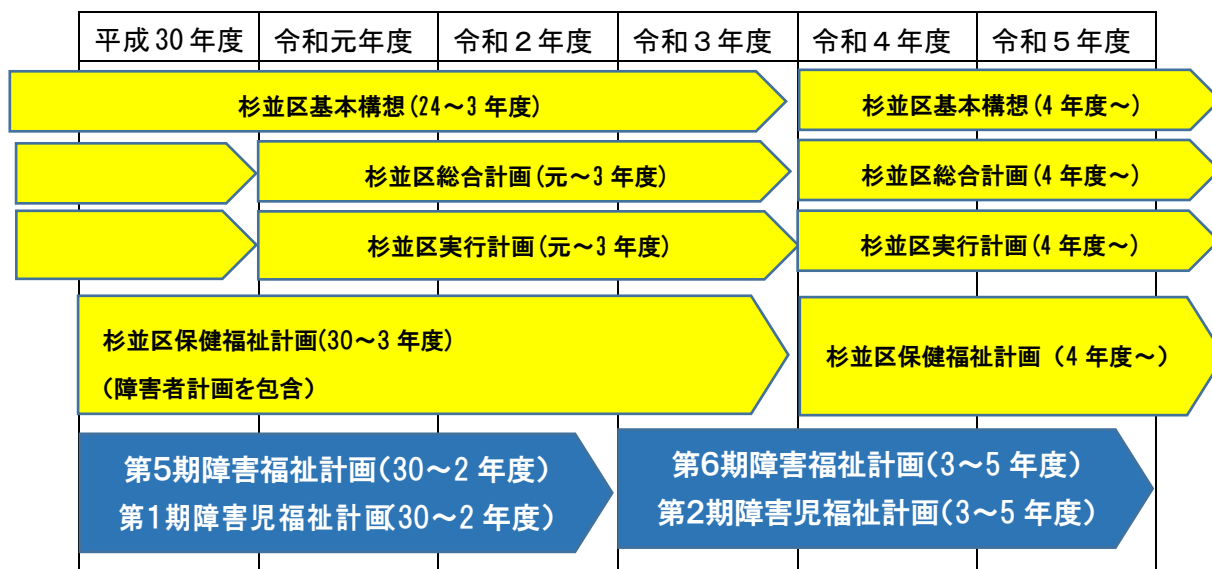


3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、杉並区基本構想、総合計画等が令和4年度を始期として策定されます。このため、必要に応じて、計画期間中においても「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の見直しを行うこととします。

各関連計画の期間は、次のとおりです。



4 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進のために

- 計画を推進するに当たっては、障害者、障害者関係機関・団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が連携し、協力し合いながら、一丸となって取り組んでいきます。
- 障害福祉分野だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、教育、医療、雇用等、分野の枠にとらわれず、総合的かつ横断的に施策を展開していきます。

(2) 計画の点検と評価

- 各種施策の進捗状況、成果目標等の達成状況について、定期的に状況を把握し、点検と評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直すというPDCAサイクルを実施します。
- 点検と評価に当たっては、「地域自立支援協議会」及び「障害者福祉推進連絡協議会」等に報告し、意見交換をしながら進めていきます。

第2章 杉並区の障害者を取り巻く現状

1 障害者数の状況

身体障害者手帳の所持者数は、過去5年で減少傾向があり、令和2年度は12,700人となっています。知的障害の「愛の手帳」所持者は、年々増加しており、令和2年度は2,636人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、大幅に増加しており、令和2年度は4,325人となっています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700
	対人口構成比(%)	2.47	2.42	2.26	2.20	2.20
②愛の手帳	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636
	対人口構成比(%)	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325
	対人口構成比(%)	0.60	0.64	0.65	0.68	0.75
手帳所持者(①+②+③)合計	人数(人)	19,191	19,407	18,821	19,027	19,661
	対人口構成比(%)	3.49	3.49	3.35	3.33	3.41
人口	人数(人)	549,998	555,897	562,065	571,512	576,093

※ 各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。

※ 平成29年度までは、身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっていますが、平成30年度以降は、手帳所持者実人数となっています。なお、平成29年度以前と同様の集計によれば、平成30年度は13,291人、令和元年度は13,196人、令和2年度は13,323人です。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	人数(人)	329	335	312	334	314
	構成比 (%)	2.43	2.49	2.45	2.66	2.47
18 歳～64 歳	人数(人)	3,984	3,926	3,780	3,705	3,860
	構成比 (%)	29.37	29.15	29.69	29.46	30.39
65 歳以上	人数(人)	9,251	9,206	8,638	8,537	8,526
	構成比 (%)	68.20	68.36	67.86	67.88	67.14
総数	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	人数(人)	5,053	5,040	4,967	4,431	4,432
	構成比 (%)	37.25	37.42	37.37	33.57	33.26
2 級	人数(人)	2,035	1,975	1,947	1,884	1,938
	構成比 (%)	15.00	14.67	14.65	14.28	14.55
3 級	人数(人)	2,250	2,216	2,169	2,347	2,328
	構成比 (%)	16.59	16.46	16.32	17.79	17.47
4 級	人数(人)	3,049	3,034	2,992	3,210	3,261
	構成比 (%)	22.48	22.53	22.51	24.32	24.48
5 級	人数(人)	620	640	647	695	709
	構成比 (%)	4.57	4.75	4.87	5.27	5.32
6 級	人数(人)	557	562	569	629	655
	構成比 (%)	4.11	4.17	4.28	4.77	4.92
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

＜障害種別＞

障害種類	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
肢体不自由	人数(人)	6,579	6,425	6,225	6,088	6,093
	構成比 (%)	48.50	47.71	46.84	46.14	45.73
内部障害	人数(人)	4,742	4,799	4,822	4,850	4,924
	構成比 (%)	34.96	35.64	36.28	36.76	36.96
視覚障害	人数(人)	979	968	953	949	978
	構成比 (%)	7.22	7.19	7.17	7.19	7.34
聴覚・平衡 機能障害	人数(人)	992	999	1,099	1,022	1,035
	構成比 (%)	7.31	7.42	8.27	7.74	7.77
音声・言語、 咀嚼機能障害	人数(人)	272	276	192	287	293
	構成比 (%)	2.01	2.05	1.44	2.17	2.20
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

(3) 愛の手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	人数 (人)	533	566	583	605	629
	構成比 (%)	22.93	23.54	23.78	23.71	23.86
18 歳 ～64 歳	人数 (人)	1,624	1,664	1,699	1,767	1,816
	構成比 (%)	69.88	69.22	69.29	69.24	68.89
65 歳以上	人数 (人)	167	174	170	180	191
	構成比 (%)	7.19	7.24	6.93	7.05	7.25
総数	人数 (人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 度	人数 (人)	71	73	71	72	71
	構成比 (%)	3.06	3.04	2.90	2.82	2.69
2 度	人数 (人)	667	679	696	716	750
	構成比 (%)	28.70	28.24	28.38	28.06	28.45
3 度	人数 (人)	606	614	610	633	635
	構成比 (%)	26.08	25.54	24.88	24.80	24.09
4 度	人数 (人)	980	1,038	1,075	1,131	1,180
	構成比 (%)	42.17	43.18	43.84	44.32	44.77
総数	人数 (人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
65 歳未満	人数 (人)	2,924	3,132	3,232	3,455	3,855
	構成比 (%)	88.53	88.57	88.82	88.61	89.13
65 歳以上	人数 (人)	379	404	407	444	470
	構成比 (%)	11.47	11.43	11.18	11.39	10.87
総数	人数 (人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

<障害程度別>

障害程度	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	人数 (人)	181	208	221	217	231
	構成比 (%)	5.48	5.88	6.07	5.57	5.34
2 級	人数 (人)	1,634	1,733	1,781	1,924	2,140
	構成比 (%)	49.47	49.01	48.95	49.34	49.48
3 級	人数 (人)	1,488	1,595	1,637	1,758	1,954
	構成比 (%)	45.05	45.11	44.98	45.09	45.18
総数	人数 (人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

(5) 難病医療費等助成認定者数の推移

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成認定者	人数 (人)	5,050	5,194	4,424	4,715	4,724

2 サービスの利用状況等

平成 25 年 4 月に設置した障害者地域相談支援センター（すまいる）の周知が進み、令和元年度には 27,000 件を超える相談実績がありました。

また、サービスを必要とする利用者への「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成率は、100%となりました。

なお、障害福祉サービス等の給付費は年々上がっており、令和元年度の障害福祉サービス等の給付費は 59 億 3,780 万円で平成 27 年度の給付費の約 1.2 倍に、障害児を対象としたサービス等の給付費は 10 億 6,403 万円で平成 27 年度の給付費の約 1.4 倍となっています。

（1）相談件数の推移

<相談件数>

(件)

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	29,524	30,263	26,652	28,143	27,274

<障害種別相談件数(重複あり)>

(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害	1,821	1,141	884	953	841
重症心身	3	2	0	0	0
知的障害	7,781	16,621	7,629	8,778	8,468
精神障害	20,573	32,443	19,191	20,037	19,652
発達障害	1,486	3,694	1,853	1,471	1,838
難病	187	111	171	169	67
高次脳機能障害	342	272	251	278	180
その他	813	1,462	1,007	991	657

＜支援内容別相談件数＞

(件)

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉サービス利用	6,880	6,530	5,280	6,724	6,705
障害理解	949	1,122	1,262	950	1,195
健康・医療	3,704	2,559	2,020	3,000	3,526
情緒安定	3,944	7,298	7,699	5,294	4,052
保育・教育	27	27	15	19	23
家族・人間関係	2,060	1,721	2,283	2,298	2,519
家計・経済	1,070	719	384	697	711
生活・技術	2,243	1,496	1,474	2,088	2,087
就労	1,717	1,513	1,071	1,062	986
社会参加・余暇	5,241	5,449	3,737	4,791	5,128
権利擁護	198	126	48	165	246
その他	1,491	1,703	1,379	1,055	96

(2) 計画作成実績の推移

※各年度末時点

計画種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス等 受給者数 (人)	2,691	2,696	2,719	2,818	2,873
サービス等利用計画 作成済者 (人)	2,379	2,622	2,717	2,818	2,873
サービス等利用計画 作成率 (%)	88.4	97.3	99.9	100.0	100.0
障害児通所支援受給 者数 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画 作成済者 (人)	1,046	1,425	1,563	1,187	1,559
障害児支援利用計画 作成率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) サービス支給決定者数の推移

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス支給決定者数	2,930	2,998	2,948	3,083	3,090
障害児通所支援支給決定者数	1,336	1,462	1,647	1,687	1,672

(4) 障害福祉サービス等給付費の推移

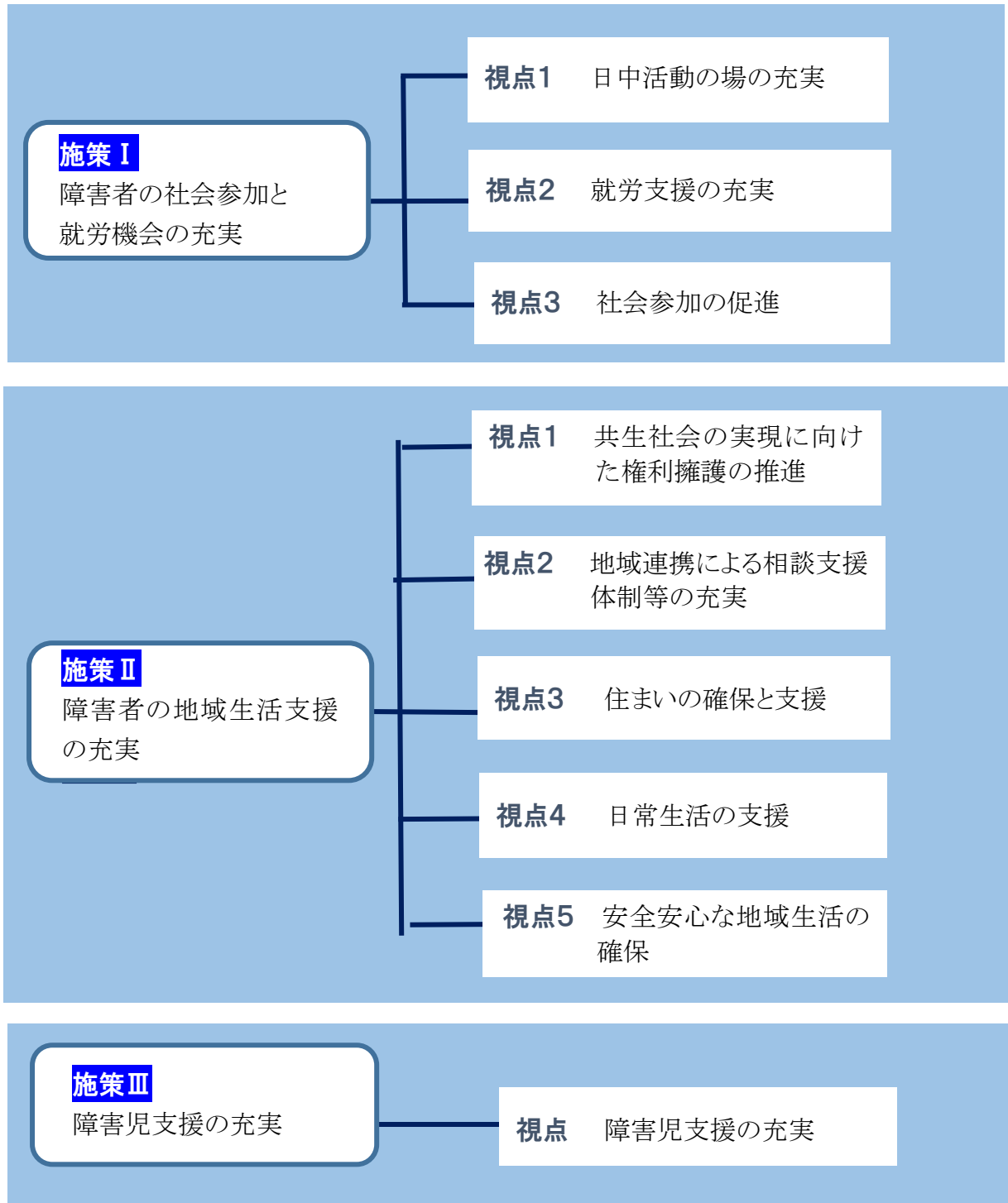
(円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービスの介護給付費・訓練等給付費	5,134,543,688	5,316,555,261	5,511,202,427	5,774,349,524	5,937,795,132
障害児通所支援給付費	761,218,449	873,239,822	925,879,815	960,896,990	1,064,027,700

第3章 障害福祉施策の体系

1 障害福祉施策の体系

障害福祉施策全体の体系は、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」のとおりです。この体系については変更がありません。



第4章 計画の成果目標と活動指標

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」では、「杉並区障害者計画」との整合性を図りながら、令和5年度までの成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月の実績は、軒並み見込みを下回っており、この影響は、令和3年3月においても一定程度続くことが予想されます。ただし、この影響がいつまで、どの程度継続するかを見通すことが困難なため、令和3年度から令和5年度までの目標値及び見込量については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいません。

■ 成果目標 ➡ 15 ページ

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、国の基本指針に即して成果目標を設定します。この成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■ 活動指標 ➡ 23 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

<見込量を設定する障害福祉サービス等>

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス等
- (4) 相談支援
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組
- (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- (8) 障害児通所支援、障害児相談支援等
- (9) 発達障害者等に対する支援

■ 地域生活支援事業 ➡ 37 ページ

国の基本指針に即し、成果目標を達成するために必要な地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み等を設定します。

1 成果目標

令和3年度から令和5年度までの成果目標（必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）は、国の基本指針に即して、次のとおりとします。

（1）就労支援の充実

第6期の成果目標

- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度の61人から78人（令和元年度の1.28倍）にします。
- 令和5年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、令和元年度の53人から69人（令和元年度の1.30倍）にします。
- 令和5年度就労継続支援事業から一般就労への移行者数は、一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等を勘案し、A型事業については令和元年度の1人から2人（令和元年度の2倍）、B型事業については令和元年度の5人から6人（令和元年度の1.20倍）にします。
- 障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業を利用する方の割合を60%にします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の75%にします。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数 <small>(うち区内福祉施設から一般就労への移行者数)</small>	人	48 (24)	53 (27)	60 (30)	61 (23)	61 (26)	61 (27)
就労移行支援事業利用者数	人	192	202	212	243	233	235
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	%	20	30	50	67	71	67
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	%	—	80	80	—	81	81

※ 就労者数は、福祉施設（区外施設を含む。）からの就職者数

- 平成30年度の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正による法定雇用率の引き上げ、精神障害者が雇用率換算の対象になったこと等により、企業における障害者雇用が進んだこと等が影響し、実績が目標値を上回っています。ただし、令和元年度においては、目標値は達成しているものの、前年度と同数であり、退職者とそ

の補充で増減なしとなっていると考えられます。

- 障害者への調査で、就労の継続に一番必要なことは「企業側の障害（疾病）理解」と答えた割合が高く（48.8%）、環境調整等の重要性を周知していく必要があります。

【令和5年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数 (うち区内福祉施設から一般就労への移行者数)	人	65 (29)	71 (32)	78 (35)
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	人	58	64	69
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	人	2	2	2
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	人	5	5	6
移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数	人	19	29	43
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	%	75	75	75

※ 就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいいます。

- 就労移行支援事業所及びその利用者は一貫して増加傾向にあるため、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.30倍の数を設定しています。一方、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者は、比較的重度の障害をお持ちの方が多く、直接就労する方の数は多くはないと考えられるため、ほぼ横ばいの数を設定しています。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、雇用支援ネットワーク会議や働きかたサポート部会など、サービス種別を超えたネットワークを活用しながら、就労移行へのステップアップの仕組みの確立を目指します。
- 一般就労への移行者数の内訳としては、区外福祉施設を利用している精神障害や発達障害の方の割合が多いため、区内福祉施設から一般就労への移行者数の割合は、令和元年度実績で43%となっています。令和5年度の目標値は、35人（移行者のうちの45%）と設定しています。
- 平成30年度に制度化された就労定着支援事業の周知度は確実に向上しており、今後も利用率が上がるが見込まれます。一方で、区市町村障害者就労支援事業（杉並区障害者雇用支援事業団）の利用が適する方もあることから、令和5年度の

利用者数の目標値は、43 人（一般就労への移行者数の 60%）と設定しています。就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合に関する目標は 75%とし、引き続き、定着支援事業のネットワーク作りや各ケースの蓄積等により支援力の向上を目指します。

- 杉並区障害者雇用支援事業団を中心に福祉施設、ハローワーク、障害者相談支援事業所など地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化するとともに、就労を希望する障害者の能力や障害特性に応じたきめ細やかな就労支援及び職場定着支援を更に進めることで、職場定着率の向上を図ります。
- 就労等を希望する生徒が「適切な働く場」を選択できるよう、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携して就労に向けたアセスメント※の更なる充実に努めます。

※アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること。

(2) 地域連携による相談支援体制等の充実

第6期の成果目標

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、継続的に運用状況を検証・検討します。
- 地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末の施設入所者数 273 人のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を 27 人（令和元年度末の施設入所者の 9.9%）とします。
- 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の 273 人から 27 人削減して 246 人（令和元年度末入所者の 9.9%削減）にします。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域生活支援拠点の整備	—	検討	検討	設置	検討	検討	設置
地域移行者数	人	8	10	13	4	6	9
累計	人	8	18	31	4	10	19
施設入所者数	人	287	279	268	280	273	264
うち都外施設入所者数	人	127	121	113	121	114	107
構成比	%	44.3	43.4	42.2	43.2	41.8	40.5

※ 施設入所者数は、各年度末の人数

- 障害者の高齢化や障害の重度化、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担ういわゆる面的整備）について、令和2年度中の設置に向けて、地域自立支援協議会等において検討し、整備を進めています。
- 入所施設からの地域移行者数の実績は、いずれの年度も見込量を下回っています。

これは、施設入所者の多くが長期間入居しており、施設が住まいになっていること、施設入所者も家族も高齢化してきており、環境を変えることについての準備や理解に時間が掛かることが大きな要因になっています。

- 施設入所者が地域移行するためには、グループホーム等の居住の場や地域の支援者の確保等、多くの社会資源が必要となりますが、多様な障害特性に対応できる社会資源が不足しているため、地域移行が進まない状況があります。また、地域移行支援のサービスを提供できる一般相談支援事業所など、必要なサービスの提供体制の充実を図る必要があります。
- 施設入所者数は、令和2年度末には見込量を下回る見込みです。これは、地域移行者に加え、入所者が加齢により高齢者施設へ移ったり、死亡したりしたためと考えられます。都外施設入所者については、人数・構成比ともに令和元年度に比べ減少傾向にあります。

【令和5年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	確保
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	—	検証・検討	検証・検討	検証・検討
地域移行者数	人	6	6	6
累 計	人	6	12	18
施設入所者数	人	258	252	246
うち都外施設入所者数	人	103	98	93
構成比	%	40.0	39.0	38.0
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	—	検討	検討	構築

- 地域の相談支援の中核となるよう基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、障害者に係る相談支援体制を再構築します。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して計画的に研修を実施し、相談の質の向上を図ります。困難事例については、後方支援を実施していきます。また、地域自立支援協議会の運営や活動を通して、障害分野の相談機関だけでなく、地域の相談機関との連携を強化していきます。

- 地域移行に係る成果目標は、国の基本指針により令和元年度末時点の施設入所者を基準として設定しています。よって、令和2年度から令和5年度までに施設から地域での生活に移行することができる人数の目標値として、令和2年度地域移行者数の実績見込み人数である9人に、令和5年度までの3か年の累計18人を加えた27人としています。

なお、その設定に当たっては、現在入所している利用者のうち、地域移行型入所施設「すだちの里すぎなみ」に入所している利用者を中心に、他施設においては比較的障害の程度が軽く、また、区内の社会資源の状況により地域移行が可能であると思われる方を想定しています。
- 施設入所者数については、平成24年度から令和元年度までの7年間に29人減少していますが、地域で生活する障害者及び介護者の高齢化や障害の重度化に伴い、今後は、入所を希望される方も一定程度増加することが見込まれます。
- 地域生活への移行を希望される方も在宅で生活されてきた方も、障害の程度に応じて、地域で自立した生活が送れるよう、地域の支援者の確保や育成も含め、在宅サービスやグループホームの充実等を図ります。また、地域において障害理解が進むよう啓発活動を継続します。
- 地域移行を進めるに当たっては、ご本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう、ご本人・ご家族の意向なども踏まえ丁寧に相談を進めます。また、必要な支援が提供できるよう地域移行支援サービスの提供体制の確保等、関係機関との連携体制を整備します。
- 障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の結果を事業所等と共有すること等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するに当たり、関係自治体との必要な連携等を行うことができる体制を構築します。

(3) 障害児支援の充実【障害児福祉計画】

第2期の成果目標

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を3か所以上にします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の充実を図ります。
- 「区立こども発達センター」と地域の関係機関との連携により保育所等訪問支援等を引き続き実施し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【達成状況】

事項	単位	目標値			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	1	1	1以上	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	2	2	2	3	3	3
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	2以上	2以上	2以上	2	2	2
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

- 区では、平成9年に「区立こども発達センター」を開設し、平成25年からは児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業や保育所等訪問支援事業を実施しています。また、保護者や関係者、児童発達支援事業所などを対象に支援講座を実施しています。
- 現在、児童発達支援事業利用者の約半数は幼稚園や保育所に所属しています。所属園において障害児がより良い集団生活が送れるよう、「区立こども発達センター」と民間事業者による保育所等訪問支援事業を実施しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所として「区立重症心身障害児通所施設わかば」を平成27年10月から委託により運営しています。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所を平成30年度に2か所設置し、運営助成を行っています。

- 医療的ケア児支援のための協議の場については、平成 28 年度に立ち上げた医療職連絡会を発展させた医療的ケア児を支援する支援者連絡会がその役割を担っています。

【令和 5 年度末までに達成すべき目標】

事項	単位	目標値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援センター	か所	1	1	1
保育所等訪問支援体制の構築	か所	2 以上	2 以上	2 以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所	3 以上	3 以上	3 以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所	3 以上	3 以上	3 以上
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	—	設置	設置	設置
医療的ケア児支援のための協議の場への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	検討	検討	配置

- 障害児指定園の拡大などに伴い、障害のある幼児が保育園に入園し、自宅に近い療育施設を利用することが多くなっています。「区立こども発達センター」は、地域における中核施設として、地域の関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援や地域支援講座等を開催し、関係者の支援力向上にも取り組みます。
- 現在の体制では対応できない人工呼吸器を必要とする障害児の療育ニーズがあることから、平成 30 年 4 月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業との連携を進めていきます。
- 区内には放課後等デイサービス事業所が 18 か所(令和 2 年 10 月 1 日現在)ありますが、主に医療的ケアが必要な重症心身障害児等を対象とする放課後等デイサービス事業所の整備が進みにくい状況にあることから、区独自の開設助成により事業所を 3 か所以上にするとともに、専門性や質の向上を図ります。
- これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場については、委員構成を見直し、充実を図ります。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討するなど、より有益な協議の場となるよう取り組みます。

2 活動指標

令和3年度から令和5年度までの活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み等）は、現在の利用実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、次のとおりとします。

（1）訪問系サービス

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人	273人	266人	274人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間	4,033時間	3,795時間	3,917時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人	170人	161人	168人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間	1,032時間	955時間	998時間
重度訪問介護	36人	38人	41人	35人	35人	36人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間	12,060時間	10,578時間	11,727時間
行動援護	10人	11人	13人	10人	17人	16人
	380時間	443時間	546時間	433時間	688時間	584時間
同行援護	133人	133人	133人	150人	128人	144人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間	3,417時間	2,498時間	3,157時間
重度障害者等 包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

- 訪問系サービスについては、障害支援区分にかかわらず、障害者の個々の状況に応じた支給決定を行っているため、年度ごとに増減が生じています。
- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護は、利用人数、利用時間数とも、平成30年度末に比べ大きな変化が見られません。居宅介護（家事援助）については、身体介護と合わせて短時間で支給することが多く、配食や配送サービスなどの代替サービスもあるため、実績が見込量を下回りました。
- 外出する際に適切な支援を受けたいと希望する行動障害のある方が増えており、移動支援からの移行も含め、行動援護の利用者が増える傾向にあります。行動援護や同行援護の利用時間については、地域生活における外出支援であるため、利用者の体調等により増減が生じます。

- 重度障害者等包括支援は、区内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんでした。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (身体介護)	279 人	284 人	289 人
	4,051 時間	4,186 時間	4,320 時間
居宅介護 (家事援助)	185 人	185 人	185 人
	1,194 時間	1,194 時間	1,194 時間
重度訪問介護	37 人	38 人	40 人
	12,331 時間	12,935 時間	13,539 時間
行動援護	17 人	17 人	17 人
	688 時間	688 時間	688 時間
同行援護	160 人	170 人	180 人
	3,645 時間	3,872 時間	4,100 時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間

- 居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 居宅介護（家事援助）の実績は、利用の大きな伸びは見込めないことから令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。
- 第5期で、行動援護の利用実績は、見込量を上回る利用実績がありました。このため、行動援護の利用は過去5年間で一番実績の高い数値を令和3年度から令和5年度までの見込量としました。
- 同行援護は、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば利用実績増加が傾向にあるため、この傾向を踏まえた見込量としました。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービス(短期入所を除く。)

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
生活介護	702人	742人	742人	708人	708人	716人
	15,737人日分	16,645人日分	16,645人日分	13,670人日分	14,263人日分	13,890人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人	5人	5人	7人	3人	4人
	69人日分	69人日分	69人日分	141人日分	46人日分	73人日分
自立訓練 (生活訓練)	23人	25人	28人	19人	26人	36人
	376人日分	408人日分	459人日分	357人日分	463人日分	614人日分
就労移行支援	108人	116人	124人	107人	99人	100人
	1,797人日分	1,930人日分	2,062人日分	1,923人日分	1,860人日分	1,861人日分
就労継続支援 A型	31人	31人	31人	36人	39人	40人
	586人日分	586人日分	586人日分	717人日分	744人日分	775人日分
就労継続支援 B型	853人	888人	903人	885人	871人	881人
	12,623人日分	13,141人日分	13,363人日分	12,622人日分	13,009人日分	13,054人日分
就労定着支援	24人	26人	30人	36人	50人	50人
	46人日分	50人日分	58人日分	62人日分	80人日分	80人日分
療養介護	43人	43人	43人	47人	49人	48人

- 在宅生活をしている方については、ご本人の希望はもとより、心身の状況から通所が可能であると思われる方に、地域や人とのつながりづくり、生活の質の向上の観点から日中活動サービスの利用を勧めています。
- 生活介護の利用実績は、見込量を下回っていますが、今後の特別支援学校の卒業生や中途障害者の利用が見込まれることから、利用実績は増加する見込みです。なお、生活介護の一月当たりの利用平均日数は約20日となっており、利用者は、比較的安定して通所できているものと考えています。
- 自立訓練(生活訓練)は、令和2年度に区内に新しい事業所が開設されたことか

ら令和2年度は利用実績が増える見込みです。

- 区内の就労継続支援A型事業所の令和元年度の新規利用者6名のうち5名は継続して就労できており、比較的定着率は高くなっています。また、就労継続支援B型については、利用者の高齢化が進んでおり、身体的機能の低下や障害の重度化が見られ、生活介護サービスへの移行や入所などにより実績値が見込量を下回っています。
- 就労等に関する相談を継続的に行うことができる就労定着支援のサービスを希望する利用者のニーズは高く、利用実績が増えています。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	730 人	736 人	742 人
	14,710 人日分	14,830 人日分	14,951 人日分
自立訓練 (機能訓練)	5 人	5 人	5 人
	79 人日分	79 人日分	79 人日分
自立訓練 (生活訓練)	36 人	36 人	36 人
	614 人日分	614 人日分	614 人日分
就労移行支援	102 人	104 人	107 人
	1,882 人日分	1,903 人日分	1,923 人日分
就労継続支援A型	40 人	40 人	40 人
	775 人日分	775 人日分	775 人日分
就労継続支援B型	890 人	899 人	907 人
	13,078 人日分	13,102 人日分	13,125 人日分
就労定着支援	50 人	64 人	86 人
	80 人日分	103 人日分	138 人日分
療養介護	49 人	49 人	49 人

- 生活介護の見込量は、令和元年度及び令和2年度に開設した重度知的障害者施設（下高井戸）と重度身体障害者通所施設（上井草）の利用が段階的に進むことを想定した人数としました。

- 自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間があり、利用対象者がいる程度限定されることから、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量は同数（過去5年間の実績の平均の数値）としました。自立訓練（生活訓練）も標準利用期間があり、当面、新規事業所の開設の予定がないため、令和3年度から令和5年度までは、令和2年度の利用見込量と同数としました。
- 就労移行支援の利用実績は年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。就労継続支援A型は増加傾向にある一方で事業所が限られていることから、令和3年度から令和5年度までは過去5年間の実績から一番多い数値を見込量にしました。就労継続支援B型は第5期の3か年で26人の利用者が増加する見込みです。そのため、今後も同様の利用希望があると想定し、令和5年度の見込量を算出しました。
- 平成30年4月に創設された就労定着支援は、今後とも利用の増加が見込まれますが、一定の期間（最長3年間）の利用であることを勘案し、見込量を算出しました。

② 短期入所

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
短期入所 (福祉型)	206人	210人	214人	154人	121人	145人
	824人日分	840人日分	856人日分	556人日分	421人日分	490人日分
短期入所 (医療型)	21人	22人	23人	17人	15人	16人
	84人日分	88人日分	92人日分	69人日分	67人日分	67人日分

- 障害者への調査で、知的・重複障害者は短期入所の利用意向が高くなっています。（知的障害者で現に利用している人が22.0%であるのに対し、利用したい人の割合は38.5%、重複障害者で現に利用している人が33.3%であるのに対し、利用したい人は51.5%）
- 一方で、利用したいときに利用できないなど、利用者のニーズと合致しないために利用に結び付かないケースがあります。また、短期入所の長期間の利用に制限ができたこともあり、共同生活援助（グループホーム）に移行するケースもありました。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	148人	151人	154人
	530人日分	570人日分	610人日分
短期入所 (医療型)	16人	17人	17人
	67人日分	68人日分	69人日分

- 短期入所の利用実績は、年度ごとに増減が生じていることから、過去5年間で一番実績の高い数値を令和5年度における見込量とし、令和3年度及び令和4年度については、これに向けた中間の数値としました。
- 短期入所は、介護者の休息やグループホーム・アパートなどでのひとり暮らしの生活のイメージを作るための体験の場ともなるため、相談支援事業所などを通じて、利用を促していきます。

(3) 居住系サービス等

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
自立生活援助	38人	40人	43人	3人	2人	4人
共同生活援助 (グループホーム)	367人	382人	400人	365人	408人	407人
施設入所支援	287人	279人	268人	280人	273人	264人

※グループホーム利用者数には、区外施設の利用者を含んでいる。

- 平成30年4月に創設された自立生活援助は、区内の事業所が1か所であり、近隣区にも事業所が少ない状況です。このサービスになじむ利用者像がまだ定着していないこともあり、利用が進んでいません。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数の実績は、見込量を上回る見込みです。障害者への調査で、知的・重複障害者は共同生活援助（グループホーム）の利用意向が高くなっています（知的障害者で現に利用している人が10.7%であるのに対し、利用したい人の割合は32.7%、重複障害者で現に利用している人が18.2%であるのに対し、利用したい人は33.3%）。

- 施設入所支援の利用者数は、見込量と同程度の利用実績がありますが、今後、地域移行や加齢による高齢者施設への移行により減少傾向になると考えられます。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	5人	5人	6人
共同生活援助 (グループホーム)	426人	445人	465人
施設入所支援	258人	252人	246人
地域生活支援拠点等	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回	設置1所 検証及び検討1回

- 自立生活援助の見込量は、入所施設、精神科病院や通過型グループホームなどから地域生活へ移行すると思われる方の人数としました。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、第5期の3か年で58人の増加となる見込みです。民間事業者によるグループホームの設置も進んでいることから、今後も一定の入居希望者が見込まれます。そのため、第6期においても利用者が同程度伸びると想定されることから、3か年で58人増となるよう見込量を設定しました。
- 施設入所支援及び地域生活支援拠点等は、前節で定めた成果目標を達成するための数値を見込量としました。

(4) 相談支援

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
計画相談支援	446人	446人	446人	590人	642人	631人
地域移行支援	7人	8人	9人	3人	4人	4人
地域定着支援	1人	2人	3人	3人	7人	7人

- 平成27年4月から障害福祉サービスを利用するに当たっては、事前にサービス等利用計画の作成が必要となり、サービス等利用計画の作成率は、平成30年度末までに100%となりました。

- 区独自事業の地域移行プレ相談事業※の対象者は増加しており、地域移行につなぐ準備が整った方の数は増えていますが、地域移行支援を行う一般相談支援事業所が増えないことから、地域移行につなげない状況があります。その結果、地域移行プレ相談事業の支援により退院する方もいることから、地域移行支援の実績としては見込量を下回る状況となっています。

※地域移行プレ相談事業

精神科病院に長期入院している方に対して、ピアサポーターや地域の支援者が外出や買物などを共に行いながら意欲を引き出し、退院の動機付けを行う事業のこと。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	642人	642人	642人
地域移行支援	5人	5人	6人
地域定着支援	4人	5人	5人

- 計画相談支援の利用が定着してきていることから、計画相談支援の利用は横ばいを見込んでいます。平成30年度からモニタリングの標準期間が見直されたことに伴い、今後は、利用者やサービス事業者等と相談支援専門員の信頼関係が一層醸成されることが見込まれます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	51人	51人	51人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

※ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 51 人の内訳は、各回について、保健 6 人、医療(精神科) 3 人、福祉 6 人、当事者 1 人及び事務 1 人

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	5人	5人	6人
精神障害者の地域定着支援	4人	5人	5人
精神障害者の共同生活援助	71人	74人	78人
精神障害者の自立生活援助	5人	5人	6人

○ 精神科病院に長期入院している方が安心して退院でき、地域で生活する精神障害の方が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、地域自立支援協議会の専門部会である地域移行促進部会において、引き続き検討を進めます。また、隔年で設定した目標について、毎年度、その進捗を評価します。

○ 精神障害者の地域移行については、令和元年度からの保健所と連携した退院支援の取組により、支援対象者が増えています。この取組の継続により、今後も地域移行支援の利用者の増加が見込まれます。

地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うものです。平成 30 年度に地域定着支援の支援内容を包含するサービスとして、単身の障害者等の自立した日常生活の実現に必要な支援を行う自立生活援助が創設されたことに伴い、地域定着支援は、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	96件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回

- 基幹相談支援センターの機能拡充を図るとともに、緊急時のコーディネーター業務、精神科病院や入所施設からの地域移行の更なる促進など、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を再構築します。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問、同行、支援会議などによる専門的な指導・助言や、相談支援専門員スキルアップ研修などの人材育成の支援、自立支援協議会を活用した地域の相談機関との連携強化など、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	66人	71人	76人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回

- 障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、東京都などが実施する研修への区の職員の積極的な参加を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を事業所等と共有することにより、請求の過誤の防止を図ります。

(8) 障害児通所支援、障害児相談支援等

【実績】

※一月当たり

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月 (見込み)
児童発達支援	1,267人	1,343人	1,383人	1,031人	1,014人	943人
	4,401人日分	4,665人日分	4,805人日分	4,260人日分	4,093人日分	3,727人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	0人	1人	1人
	14人日分	14人日分	14人日分	0人日分	13人日分	13人日分
放課後等デイサービス	432人	411人	390人	434人	384人	380人
	4,488人日分	4,039人日分	3,837人日分	3,989人日分	3,744人日分	3,784人日分

事項	見込量			実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年度 各月平均	令和2年度 各月平均	令和3年度 各月平均 (見込み)
保育所等訪問支援	251人	398人	498人	22人	29人	26人
	251人日分	398人日分	498人日分	25人日分	37人日分	31人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人	2人	2人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分	9人日分	4人日分	20人日分
障害児相談支援	134人	146人	148人	184人	206人	208人

- 平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児通所支援の実施主体は東京都から杉並区になりました。また、平成30年4月の法改正により、通所が困難な障害児の居宅を訪問し療育を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

平成9年に開設した「区立こども発達センター」は、心身の発達に遅れや心配がある子どもとその保護者を対象に支援してきました。平成25年4月からは児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児の療育、相談支援事業、保育所等訪問支援事業、保護者や関係者・支援者を対象とした支援講座を実施しています。また、平成30年5月、6月に、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が2か所開設されました。

- 児童発達支援の実績は、第5期の計画期間中は減少傾向が見られ、見込量を下回りました。これは乳幼児の相談件数が横ばい傾向にあること、また、発達障害の認知度の高まりとともに、相談を勧められるケースも増えているため、児童発達支援

を利用するまでには、保護者の心情に沿いつつ相談を重ねていく必要が多くなることから、利用に至るまでには時間を要する傾向が増加しているためです。

- 医療型児童発達支援は区内に事業所がないこともあり、利用実績は1人にとどまっています。
- 放課後等デイサービスの実績は、第5期の計画期間中は減少傾向が見られました。今後は、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるような体制を整えていきます。
- 療育を必要とする児童を受け入れる保育所等の体制整備が進み、障害の重い児童が保育所に入園することが多くなっています。そのため、集団生活が円滑に送れるよう、平成24年度に創設された保育所等訪問支援を希望する保護者が増えています。この事業には複数の民間事業者の参入を見込んでいましたが、参入に至らず、現在は区立こども発達センター及び民間事業所1か所のみで実施しているため、実績は見込量を下回っています。提供体制の充実を図るため、区は、今後とも、民間事業者に対する働き掛けを行っていきます。
- 平成27年4月から障害児通所支援を利用するに当たっては、事前に障害児支援利用計画の作成が必要となり、障害児支援利用計画の作成率は、平成27年度末までに100%となりました。
- 障害児相談支援を必要とする未就学の児童であって、障害者手帳を持たない児童は、就学後に障害福祉サービス等を利用することがないため、主に区の相談事業所が障害児支援利用計画を作成してきました。しかしながら、発達障害児については適切な助言のできる民間の障害児相談支援事業所が設置されてきたことから、順次移行を進めています。
また、身体障害者手帳及び愛の手帳を所持している障害児にあっては、就学前から障害福祉サービス等の利用が必要であったり、就学後に利用を開始したりすることもあるため、長期間にわたって相談支援が可能な民間の相談支援事業所において障害児支援利用計画を作成しています。

【見込み】

※一月当たり

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,080人	1,130人	1,180人
	4,560人日分	4,860人日分	5,160人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
	13人日分	13人日分	13人日分
放課後等デイサービス	453人	457人	461人
	4,141人日分	4,179人日分	4,216人日分
保育所等訪問支援	29人	32人	35人
	36人日分	42人日分	49人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人
	20人日分	20人日分	20人日分
障害児相談支援	210人	212人	214人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

- 児童発達支援事業は、利用実績から相談件数の伸びとそれに対する利用日数の比率を踏まえて見込量を設定しました。今後も、障害児の個々の状況に応じたより適切な利用ができるように、相談体制を整えていきます。更に、子育て支援施策や教育施策との連携を一層推進するとともに、近隣施設との連携を促進することなどを検討し、地域での生活を支え子どもの成長・発達を育みます。
- 放課後等デイサービスは、令和3年度に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスの事業所の開設を予定しているため、当該施設の定員（5人）及び利用日数を含めた数を見込量としました。
- 保育所等訪問支援事業は、幼稚園や保育園での障害児の受入れが進むことが想定されることから、利用実績の増加率を踏まえて見込量を設定しました。
- 平成30年4月に創設された居宅訪問型児童発達支援事業については、外出することが著しく困難な重症心身障害児などが対象となるため、現在、区で把握している高度な医療的ケアを必要とする在宅児童数を踏まえた数を見込量としました。

- 障害児相談支援は、障害児通所支援の利用者の数に合わせ見込量を設定しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、これまで、医療的ケア児を支援する支援者連絡会に置き換えていた医療的ケア児支援のための協議の場の充実を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターの参画を検討します。

(9) 発達障害者等に対する支援

【見込み】

事項	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者等に対する支援			
ピアサポートの活動への参加人数	96人	120人	144人
発達障害児等に対する支援			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	5人

- 発達障害児者等及びその家族等への支援として、同じ悩みを持つ保護者などが、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間を作ることなどを目的としたペアレントプログラムを引き続き実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。なお、これまで育成してきた支援者を必要なところに派遣するなど、人材のコーディネートについても検討します。
- 発達障害児の子育ての経験のある方がその育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターについては、現在、3名の区民が東京都の研修を修了し、東京都ペアレントメンター事務局に登録されています。ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する区民への情報提供など、東京都との連携を図ります。

3 地域生活支援事業

【実績】

事項	単位	見込量			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月(見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター ※	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回	90回	100回	95回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回	9回	7回	10回
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件	31件	21件	30件
自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件	66件	67件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件	54件	91件	69件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件	101件	171件	126件
排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件	6,557件	6,251件	6,269件
住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件	27件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人	135人	133人	0人
移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人	740人	599人	780人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間	13,660時間	9,725時間	13,599時間
地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人	124人	129人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人	84人	81人	85人
	月間利用回数	260回	260回	260回	191回	194回	212回
日中一時支援(日帰りショートステイ)	月間利用者数	84人	84人	84人	48人	50人	63人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分	55日分	42日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人	9人	9人	10人

【見込み】

事項	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター ※	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	月間派遣回数	95回	100回	100回
要約筆記者派遣	月間派遣回数	10回	12回	12回
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	年間件数	31件	32件	32件
自立生活支援用具	年間件数	62件	62件	62件
在宅療養等支援用具	年間件数	70件	70件	71件
情報・意思疎通支援用具	年間件数	131件	137件	142件
排泄管理支援用具	年間件数	6,269件	6,269件	6,269件
住宅改修費	年間件数	26件	26件	26件
手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	130人	135人	135人
移動支援事業	月間利用者数	939人	1,015人	1,091人
	月間利用時間	18,780時間	20,300時間	21,820時間
地域活動支援センター	月間利用者数	130人	130人	130人
	施設数	2か所	2か所	2か所
訪問入浴サービス	月間利用者数	90人	95人	100人
	月間利用回数	225回	237回	250回
日中一時支援（日帰りショートステイ）	月間利用者数	64人	65人	66人
	月間利用日数	54日分	54日分	54日分
盲人ホームの運営	月間利用者数	10人	10人	10人

※ 区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が基幹相談支援センター機能の一部を担ってきましたが、令和3年度以降、当該機能の拡充を図ります。

○ 地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により区が実施する事業です。

- 平成 30 年度から令和 2 年度までの実績（令和 2 年度は実績見込み）のうち、移動支援事業、訪問入浴サービス及び日中一時支援事業（日帰りショートステイ）は、見込量を下回っています。これらの事業の利用希望はあるものの、ヘルパーの不足により利用に結び付かなかったことなどが要因と考えられます。区では現在、障害者の移動に関する事業の見直しなどに取り組んでおり、より効果的で安定的な事業運営を推進します。

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの見込量は、平成 30 年度から令和 2 年度までの実績（令和 2 年度は実績見込み）の推移などを踏まえて設定しました。

資 料

1 計画の策定経過

(1) 地域自立支援協議会・障害者福祉推進連絡協議会等での検討

杉並区障害者地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置した計画部会、杉並区障害者福祉推進連絡協議会において、計画策定に向けた検討を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面による報告・意見集約についても実施しました。

開催日	会議	主な議題
令和2年7月9日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会（書面報告）	・計画策定の進め方等について
令和2年7月13日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会（第1回）	・計画策定の進め方等について ・現計画の進捗状況と次期計画の方向性について
令和2年7月27日	杉並区障害者地域自立支援協議会（書面報告）	・計画策定の進め方等について
令和2年9月10日	杉並区障害者地域自立支援協議会計画部会（第2回）（書面報告）	・計画の素案について
令和2年10月13日	杉並区障害者地域自立支援協議会（書面報告）	・計画の素案について
令和2年10月20日	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	
令和2年12月1日	杉並区障害者地域自立支援協議会・杉並区障害者福祉推進連絡協議会（書面報告）	・計画の案について
令和3年1月28日	杉並区障害者地域自立支援協議会・杉並区障害者福祉推進連絡協議会（書面報告）	・区民等の意見提出手続きの実施結果及び計画案の修正について

(2) 調査の実施

計画の策定に向けて、障害者の方の生活状況やサービスの利用意向などを把握するため、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者の方に郵送等により「地域生活に関する調査」を実施しました。

2 地域生活に関する調査の概要

(1) 調査概要

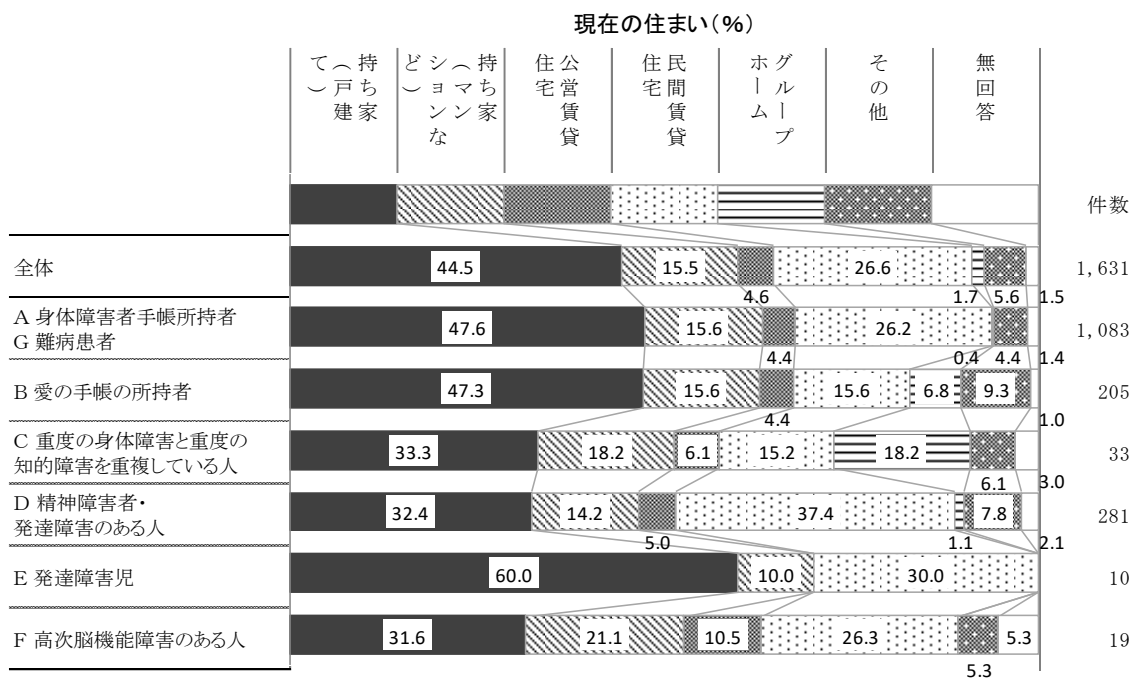
- 調査期間 令和元年 11 月 18 日から同年 12 月 3 日まで
- 調査票発送数 4,458 件（一部、区職員による聞き取り調査を実施）
- 有効回収数 1,631 件
- 有効回収率 36.6%

(2) 住まい・世帯の状況

●現在の住まい（問：あなた（ご本人）の現在のお住まいの状況を選んでください。）

全体では、「持ち家（戸建て）」が 44.5%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅（26.6%）」、「持ち家（マンションなど）（15.5%）」が続いています。

障害種類別では、D精神障害者・発達障害のある人では、「民間賃貸住宅（37.4%）」が多くなっています。



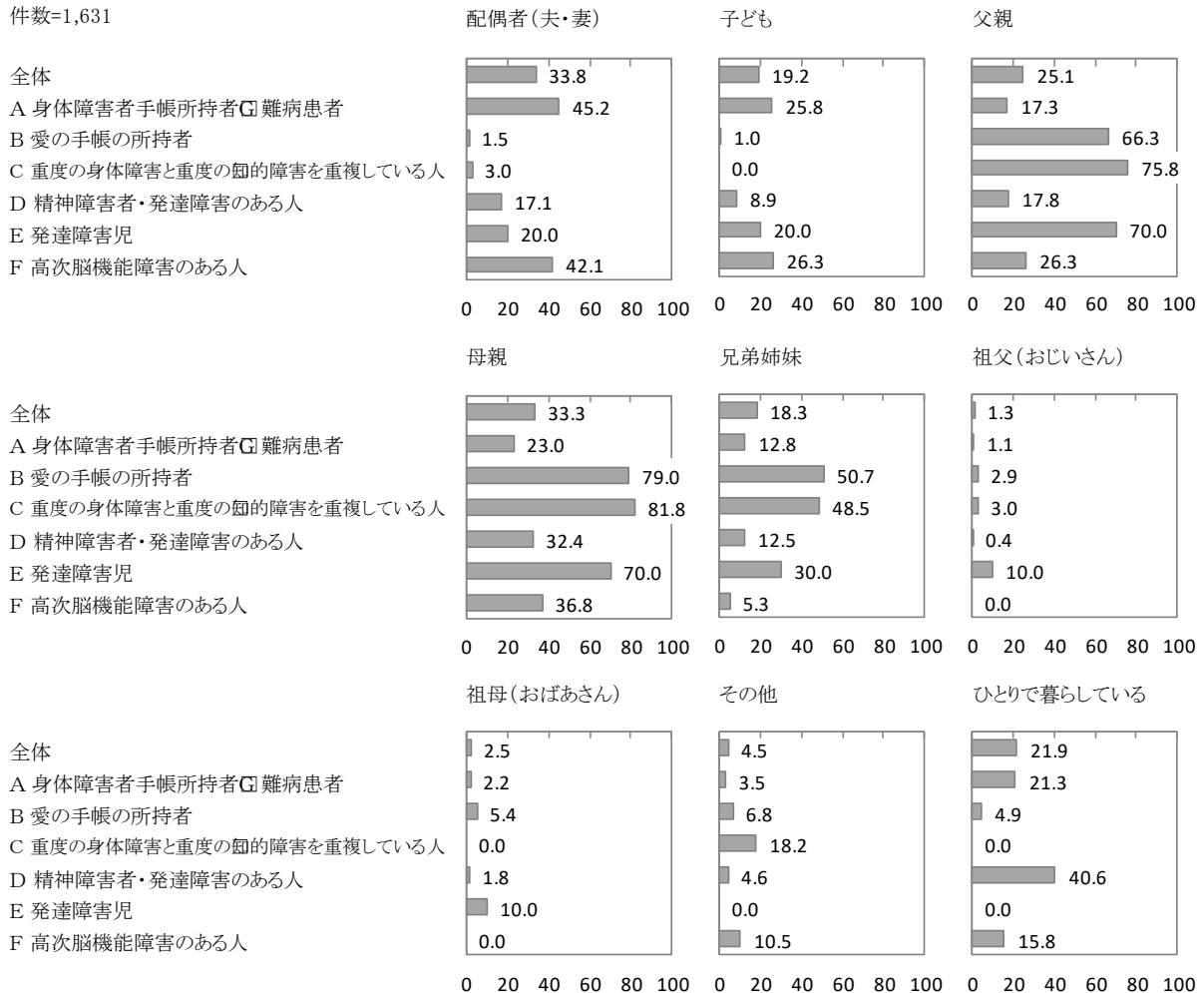
●同居家族（問：現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？）

全体では、「配偶者（33.8%）」、「母親（33.3%）」が多くみられます。

障害種類別では、B 愛の手帳所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人、E 発達障害児で、「父親」、「母親」と「兄弟姉妹」の割合が高く、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者と F 高次脳機能障害のある人で「配偶者」の割合が高くなっています。

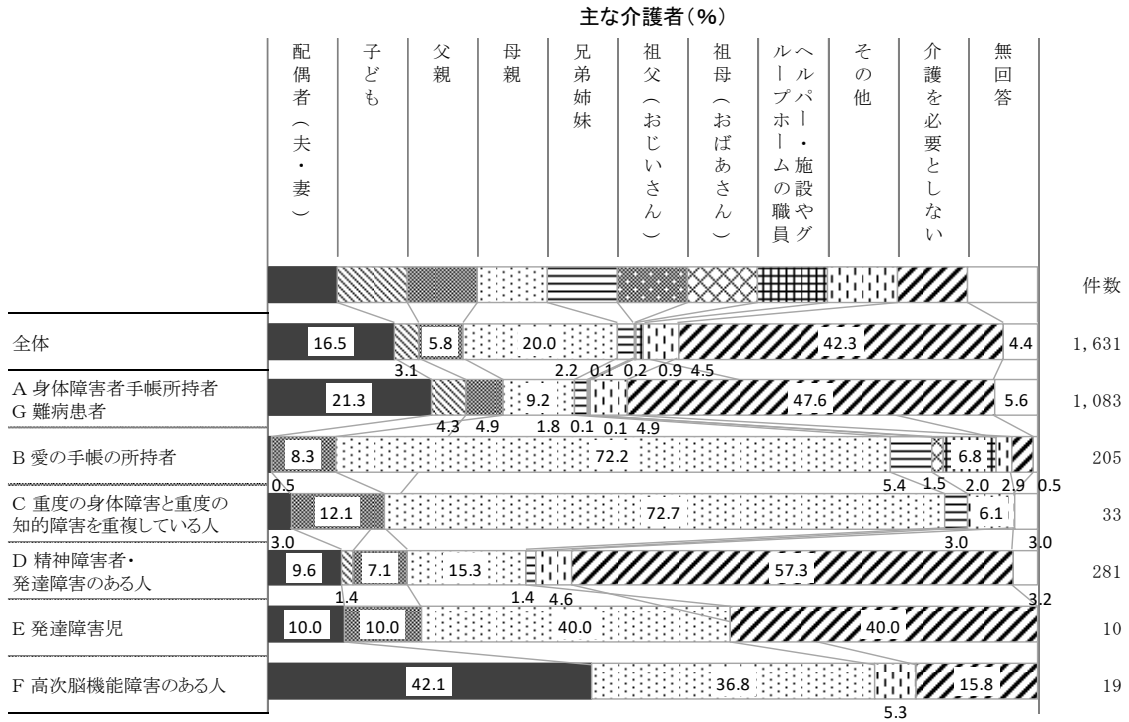
同居家族（%）

件数=1,631



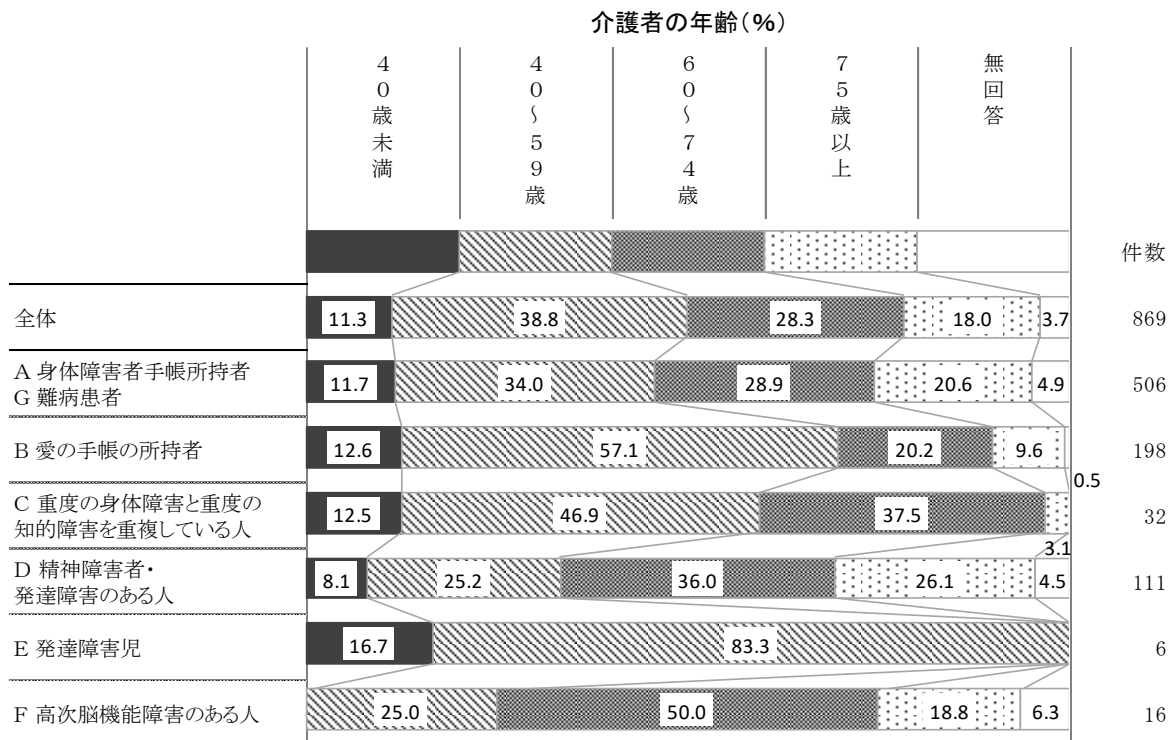
●主な介護者（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？）

全体では、「介護を必要としない」が42.3%と高いものの、約50%の方が介護者について回答しており、主な介護者のうち、「母親」が20.0%、「配偶者」が16.5%と高くなっています。障害種別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者とD精神障害者・発達障害のある人、E発達障害児では「介護を必要としない」が多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「母親」が特に多くなっており、F高次脳機能障害のある人では「配偶者」が多く回答されています。



●介護者の年齢（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。）

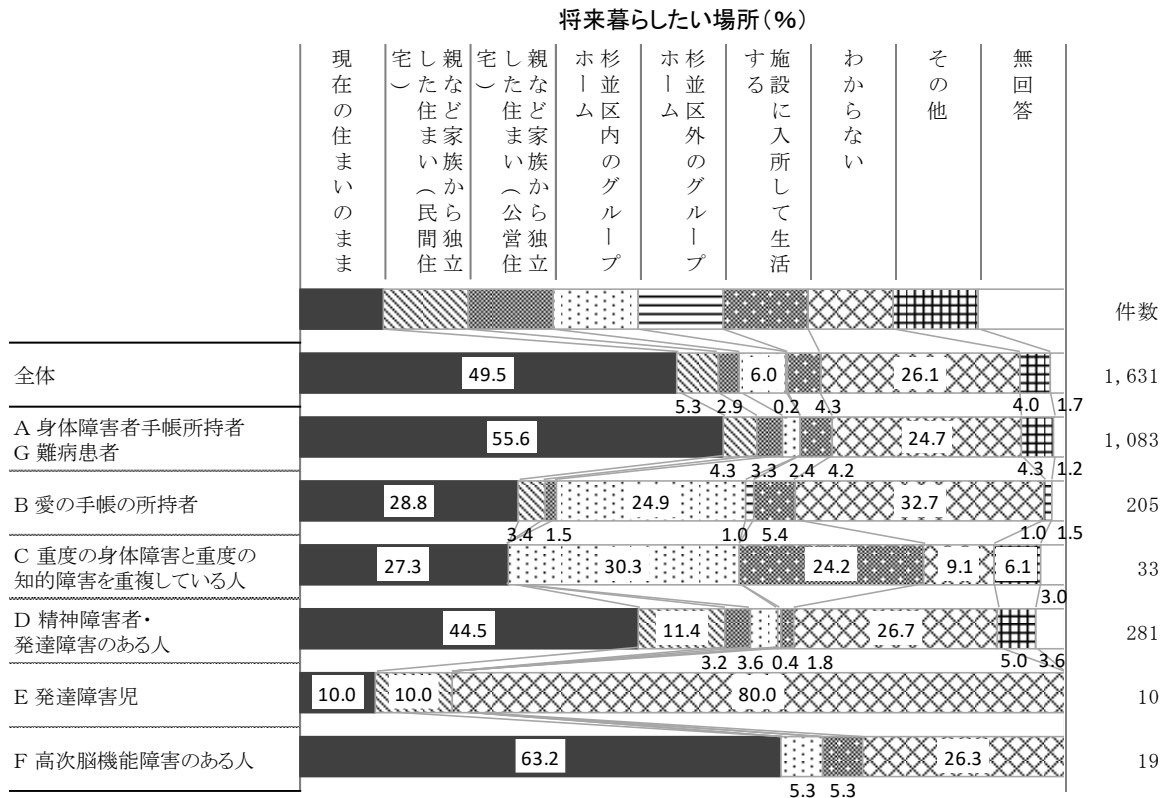
介護者の年齢は、全体では「40～59歳」が38.8%と最も多く、次いで「60～74歳」が28.3%、「75歳以上」が18.0%となっています。



●将来暮らしたい場所（問：あなた（ご本人）は将来どこで暮らしたいと思っていますか？）

全体では、「現在の住まいのまま」が49.5%と最も多く、次いで「わからない」が26.1%と続いています。

障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者とF高次脳機能障害のある人で、「現在の住まいのまま」の割合が高く、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「杉並区内のグループホーム」が30.3%、「現在の住まいのまま」が27.3%、「施設に入所して生活する」が24.2%と多く回答されています。



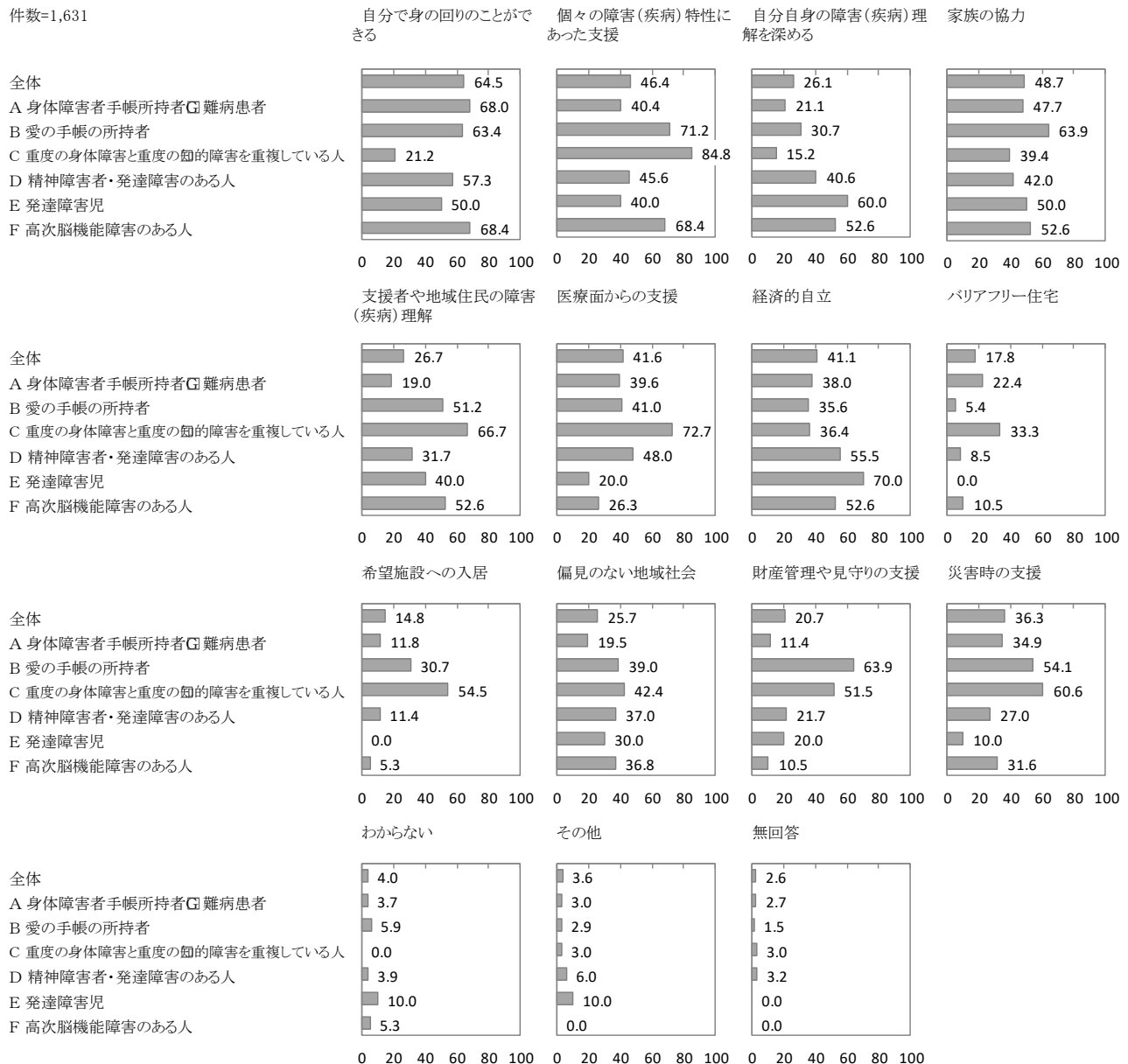
●暮らしたい場所で暮らすために必要なこと（問：あなた（ご本人）が暮らしたい所で暮らすために必要なことは何だと思えますか？）

全体では、「自分で身の回りのことができる」が64.5%と最も多く、次いで「家族の協力」が48.7%と続いています。

障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者、B愛の手帳の所持者とF高次脳機能障害のある人で「自分で身の回りのことができる」が60%台と高く、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「個々の障害（疾病）特性にあった支援」が84.8%と最も多くなっています。また、「経済的自立」はE発達障害児で70.0%と最も多くなっています。

暮らしたい所で暮らすために必要なこと(%)

件数=1,631

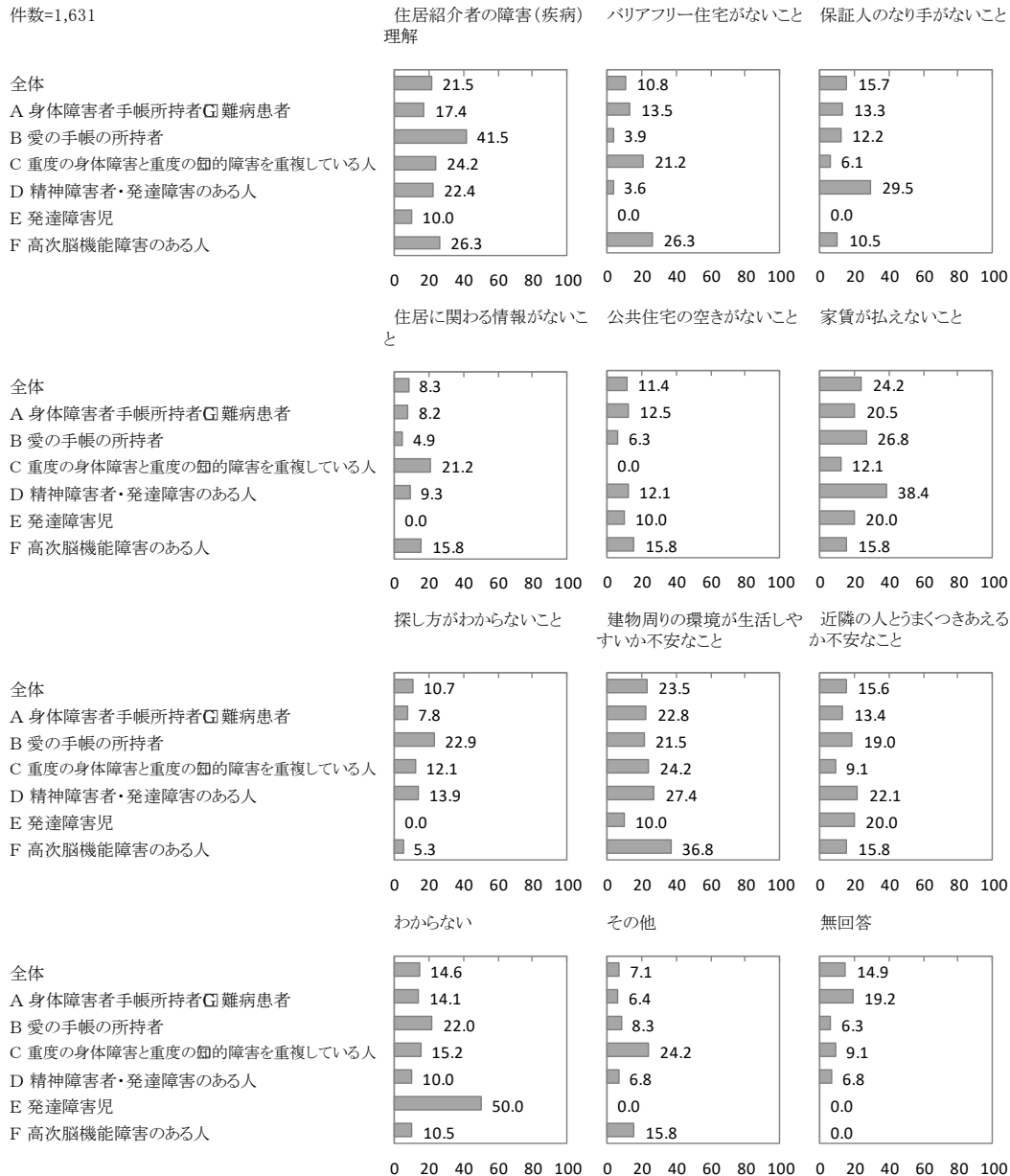


●住まいを探すときに不安なことや困ること（問：あなた（ご本人）が住まいを探すときに不安なことや困ことは何だと思えますか？）

全体では、「家賃が払えないこと」が24.2%と最も多く、「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が23.5%と続いています。

障害種類別では、B愛の手帳所持者で「住居紹介者の障害（疾病）理解」が41.5%、D精神障害者・発達障害のある人で「家賃が払えないこと」が38.4%、F高次脳機能障害のある人で「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が36.8%と最も多くなっています。また、E発達障害児は「わからない」が5割と高くなっています。

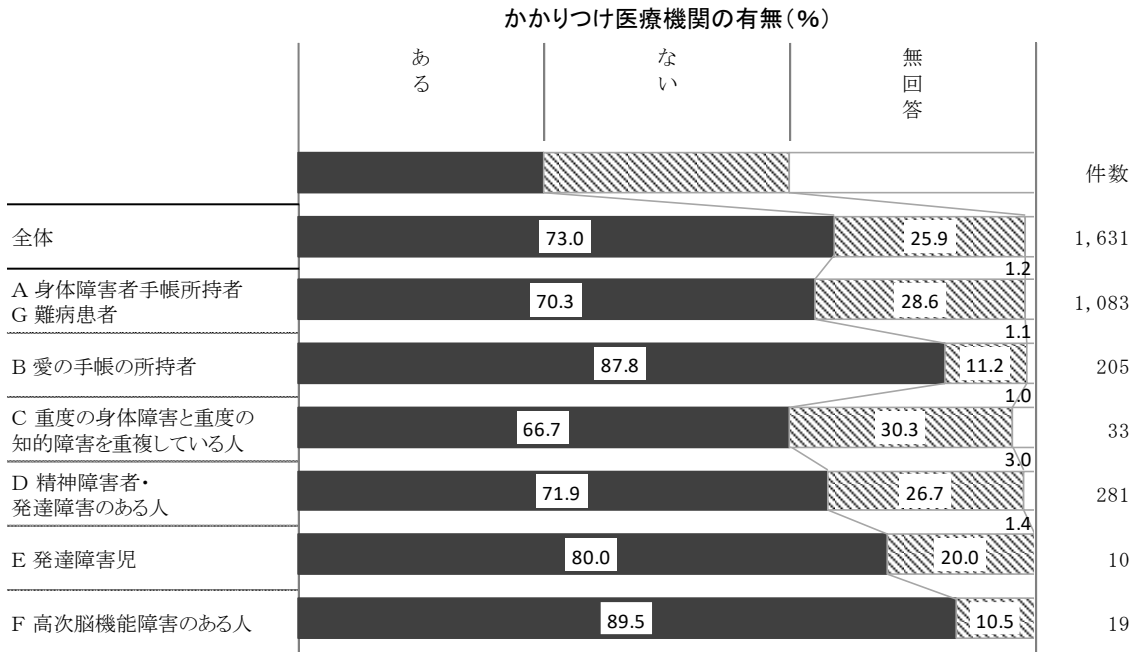
住まいを探すときに不安なことや困ること(%)



(3) 健康・医療について

●かかりつけ医療機関 (問: あなた(ご本人)は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関がありますか?)

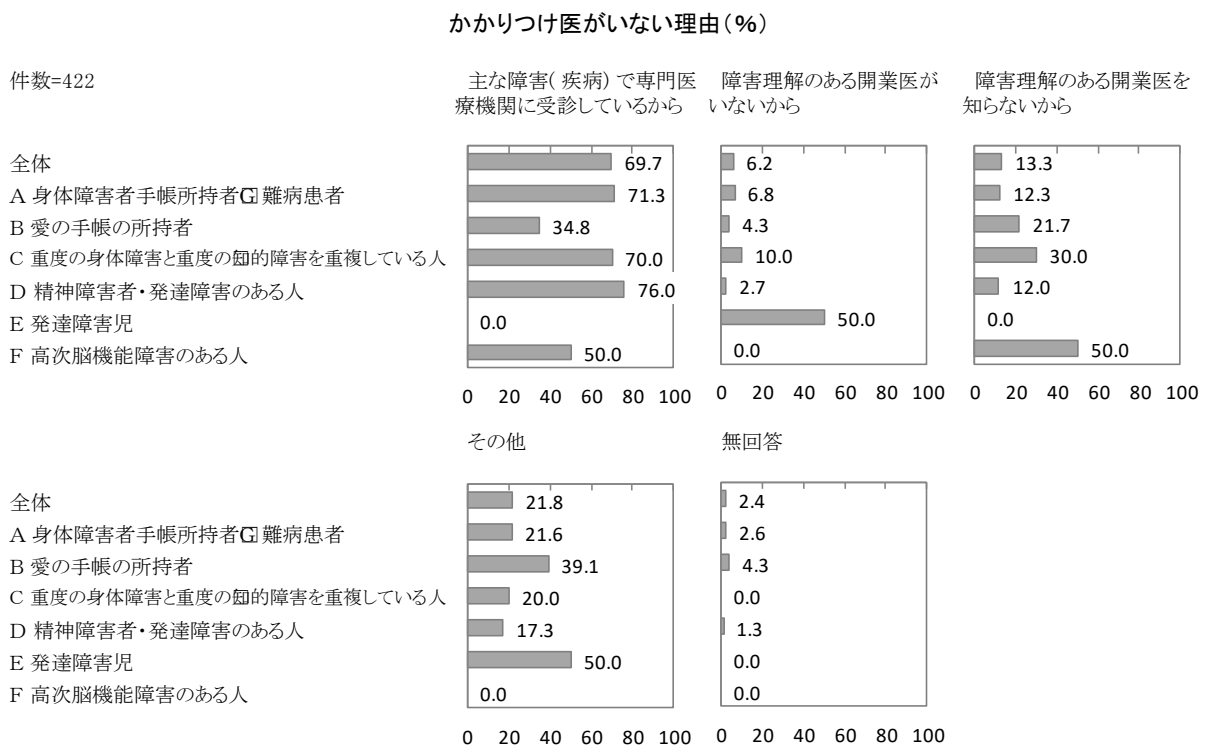
全体では、かかりつけの医療機関「ある」が73.0%、「ない」が25.9%となっています。



●かかりつけ医がない理由 (問: かかりつけ医がない理由は何ですか?)

かかりつけの医療機関が「ない」と回答した人にその理由を聞いたところ、全体では、「主な障害(疾病)で専門医療機関に受診しているから」が69.7%と最も多くなっています。

障害種類別では、B 愛の手帳所持者と E 発達障害児を除いて、「主な障害(疾病)で専門医療機関に受診しているから」が最も多くなっています。



(4) 杉並区の障害者へのサービスについて

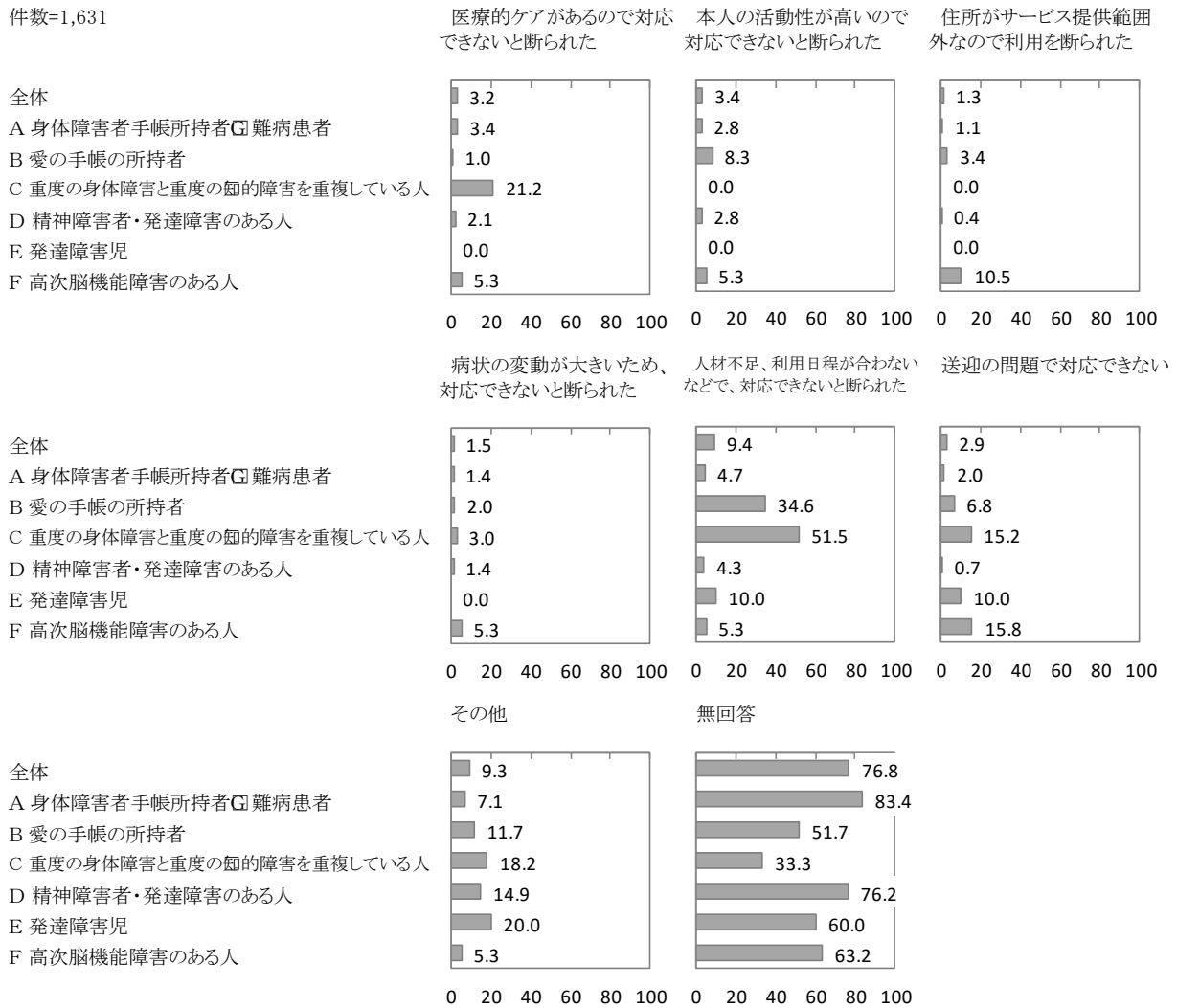
●サービス利用時に利用できなかったこと（問 福祉サービスを利用する際に、（サービス提供者の問題で）利用しにくかったことや、利用に至らなかったことがありますか？）

全体では、回答された内容のうち、「人材不足、利用日程が合わないなどで、対応できないと断られた」が9.4%、「その他」が9.3%、「本人の活動性が高いので対応できないと断られた」が3.4%と続いています。

障害種類別では、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で「医療的ケアがあるので対応できないと断られた」が21.2%、「人材不足、利用日程が合わないなどで、対応できないと断られた」が51.5%と多くなっています。

サービス利用時に利用できなかったこと(%)

件数=1,631



(5) 利用したいサービスについて

今後のサービスの利用意向について、障害種別により利用したいサービスの種類、希望する割合が異なります。

愛の手帳の所持者・重度の身体障害と重度の知的障害を重複している方は、すべてのサービスにおいて利用希望が高くなっていますが、特に「通所系サービス」・「外出介護サービス」・「ショートステイ」の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者・難病患者は居宅介護サービスや相談支援サービスの利用意向が、精神障害者は相談支援サービスや就労移行支援事業所の利用意向が多くなっています。

障害別 サービスの種類		身体障害者手帳 所持者・難病患者	愛の手帳の所持者	重度の身体障害と 重度の知的障害を 重複している人	精神障害者
居宅介護 サービス	利用している	12.8%	4.9%	24.2%	7.8%
	利用したい	20.9%	10.7%	42.4%	15.3%
外出介護 サービス	利用している	8.7%	44.9%	42.4%	5.3%
	利用したい	16.1%	53.7%	60.6%	10.7%
少人数での居住 サービス	利用している	1.1%	10.7%	18.2%	1.8%
	利用したい	5.9%	32.7%	33.3%	6.0%
ショートステイ サービス	利用している	4.6%	22.0%	33.3%	4.3%
	利用したい	9.3%	38.5%	51.5%	8.2%
通所系サービス	利用している	4.1%	21.5%	51.5%	11.7%
	利用したい	8.2%	35.6%	66.7%	17.1%
就労移行支援 事業所	利用している	1.6%	6.3%	0.0%	10.7%
	利用したい	6.1%	22.0%	6.1%	19.6%
障害児通所系 サービス	利用している	5.5%	42.4%	30.4%	3.2%
	利用したい	8.5%	43.4%	33.3%	4.3%
施設入所支援 サービス	利用している				
	利用したい	6.8%	17.6%	30.3%	4.3%
相談支援 サービス	利用している	5.6%	27.8%	30.3%	12.5%
	利用したい	18.1%	40.0%	39.4%	23.5%

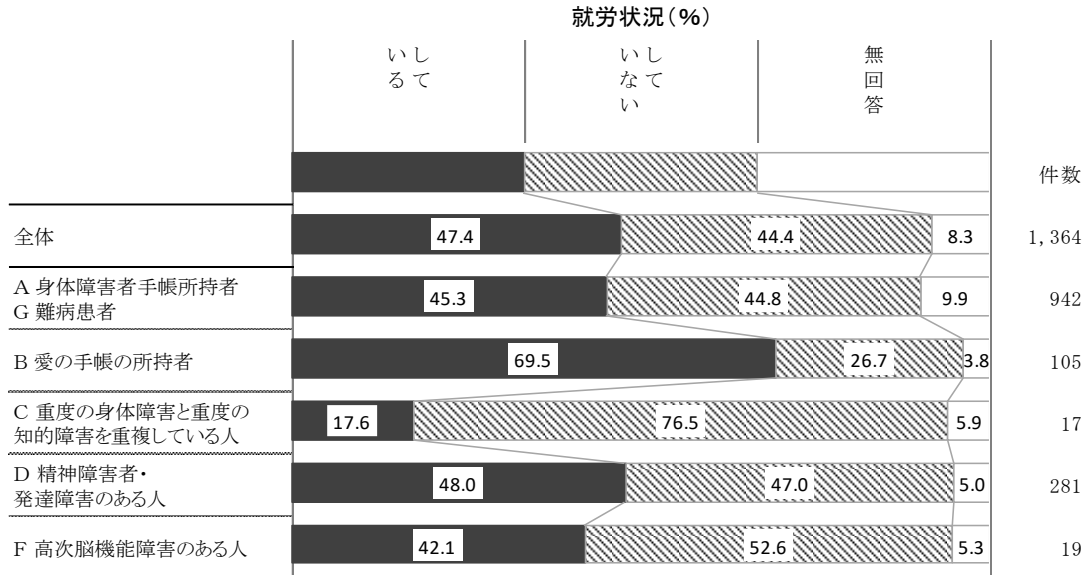
※発達障害の方、高次脳機能障害の方は、件数が少ないため除く。

(6) 就労について(18歳以上の回答者)

●就労状況 (問: あなた(ご本人)は、現在、収入のある仕事(作業所などを含む)をしていますか?)

全体では、仕事を「している」が47.4%、「していない」が44.4%となっています。

障害種類別で仕事を「している」をみると、B愛の手帳所持者の就業率が69.5%と最も高く、一方、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の就業率は17.6%と最も低くなっています。

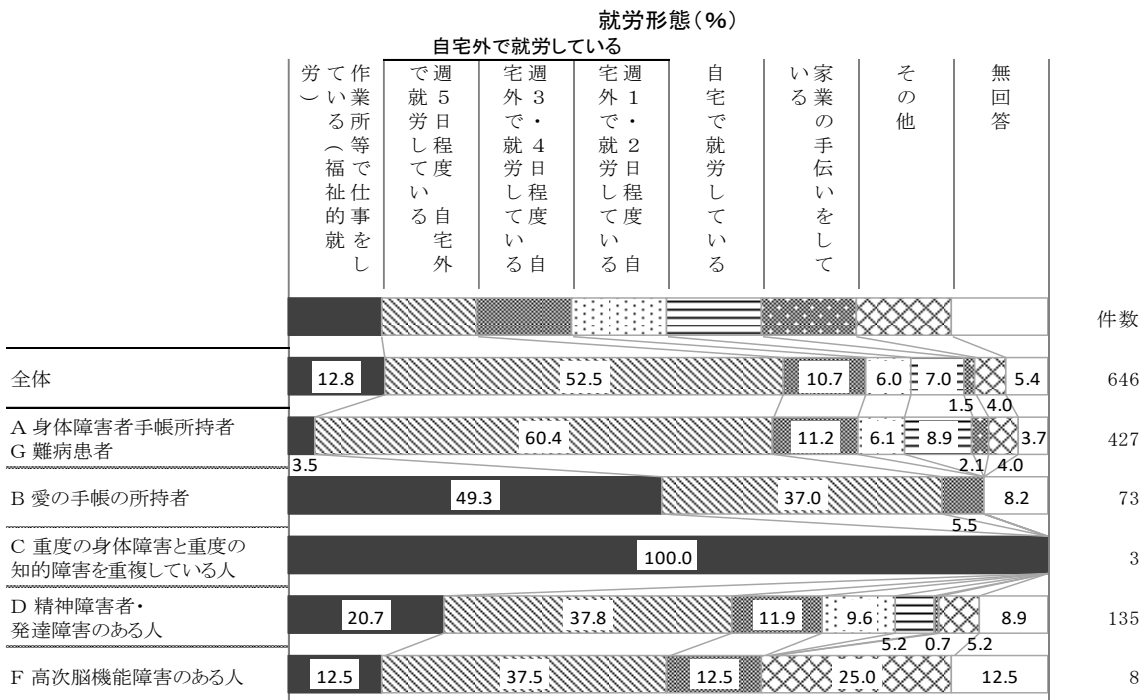


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労形態 (問: あなた(ご本人)の現在の就労の場は次のどれですか?)

全体では、「週5日程度 自宅外で就労している」が52.5%と最も多く、『自宅外で就労している』人は全体で69.2%となっています。

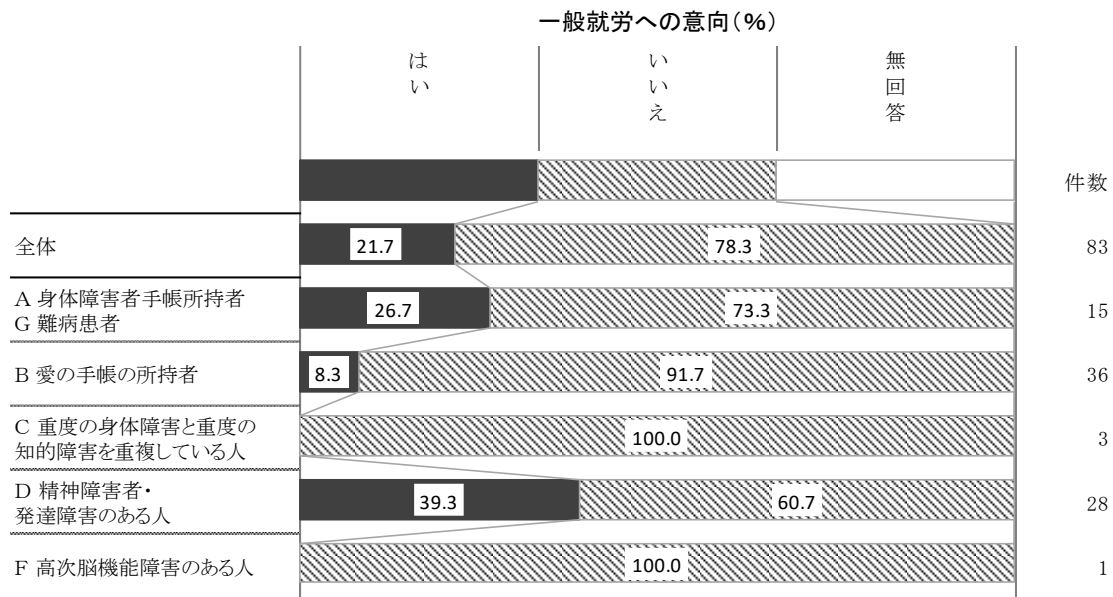
障害種類別では、『自宅外で就労している』はA身体障害者手帳所持者・G難病患者で77.7%と最も多くなっています。就業率の高いB愛の手帳所持者は、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が49.3%と高くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●一般就労への意向（問：現在、通っている作業所等から一般就労（障害者雇用含む）を目指したいと思っていますか？）

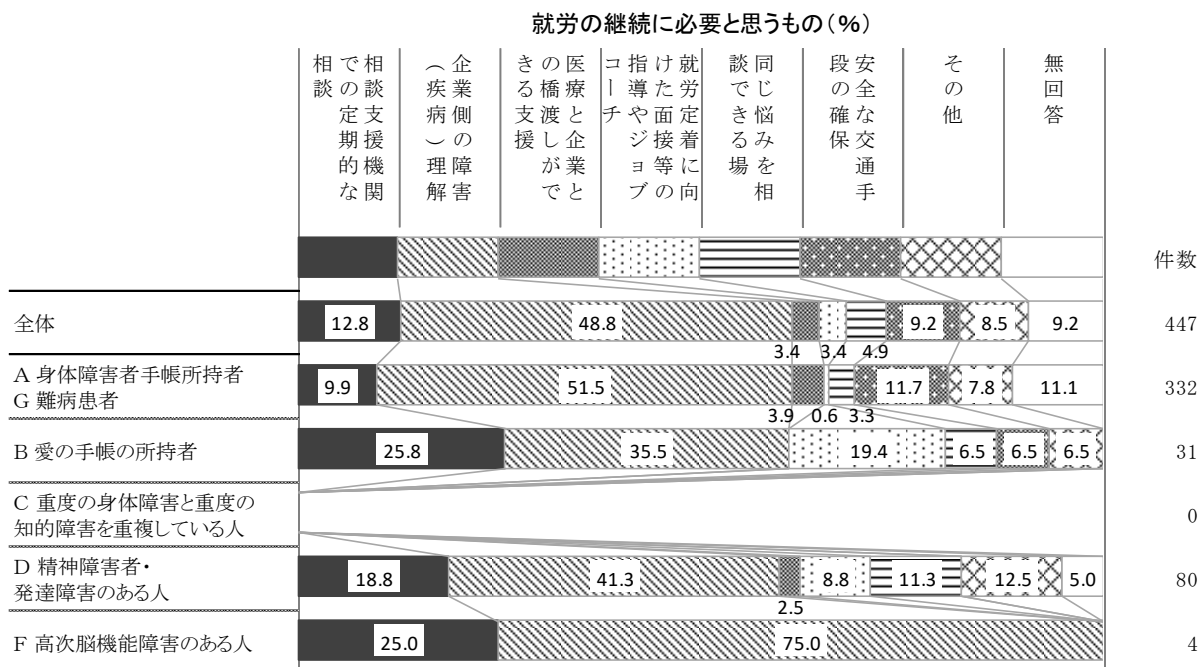
全体では、「はい」が21.7%、「いいえ」が78.3%となっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労の継続に必要と思うもの（問：あなた（ご本人）が就労を継続するために必要と思うものは何ですか。）

全体では、「企業側の障害（疾病）理解」が48.8%と最も多く、次いで「相談支援機関での定期的な相談」が12.8%と続いています。

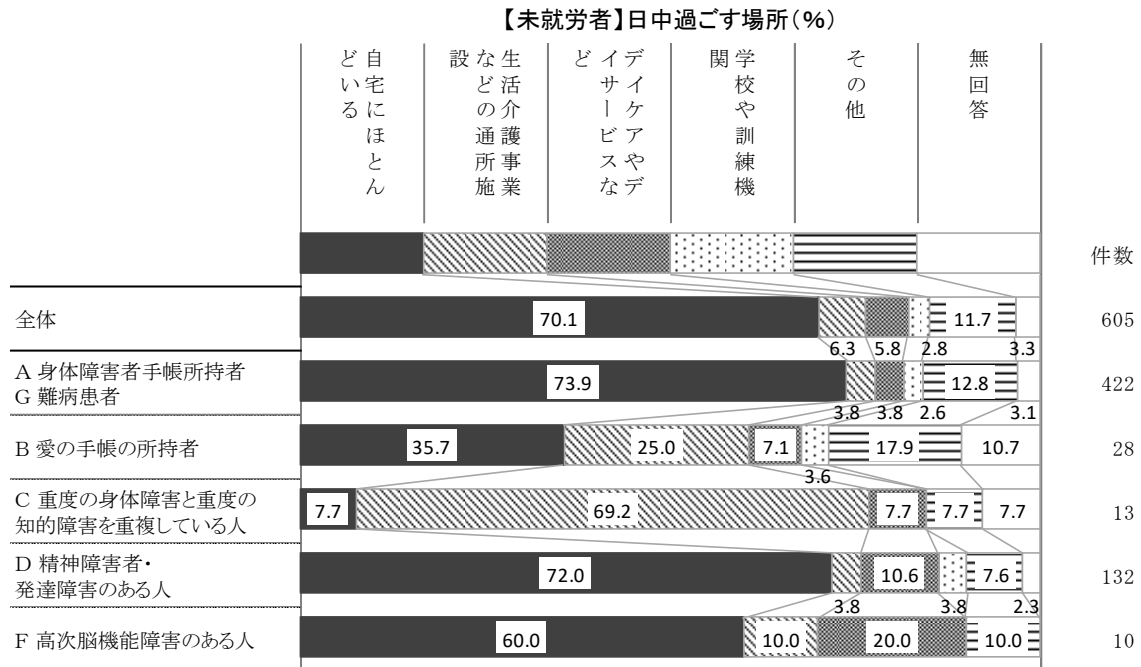


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労していない人の日中過ごす場所（問：日中は主にどこで過ごしていますか？）

全体では、日中「自宅にほとんどいる」が70.1%と最も多く占めています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者で「自宅にほとんどいる」が70%台と高くなっています。C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「生活介護事業などの通所施設」が69.2%と最も多くなっています。

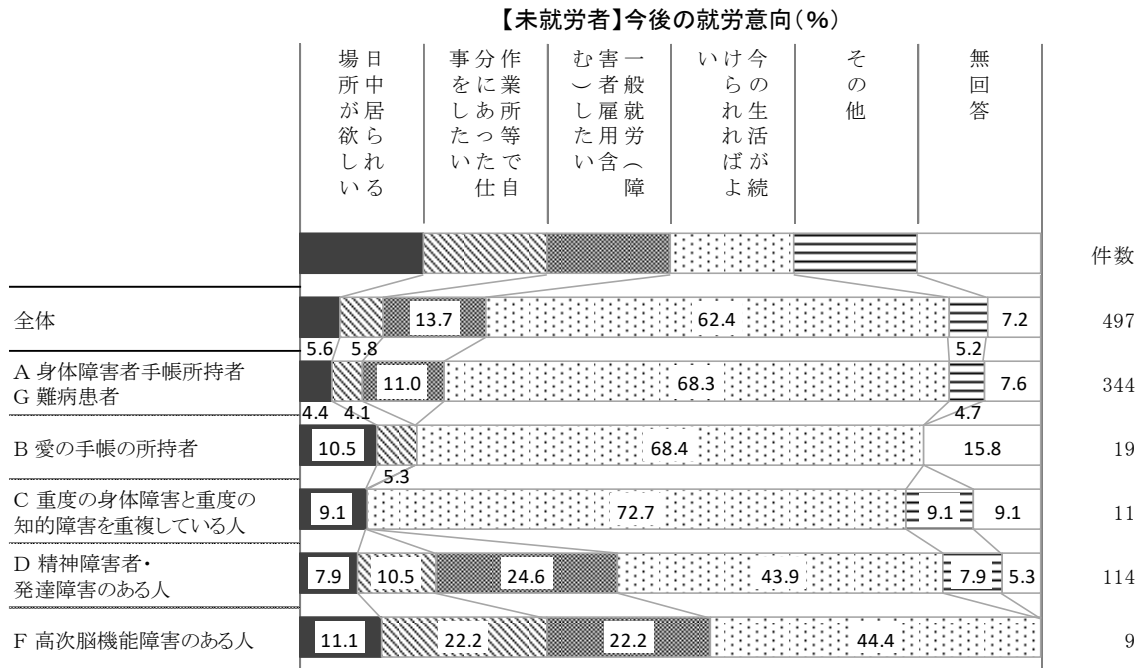


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●未就労者の就労意向(問:今後の希望をお答えください。)

全体では、「今の生活が続けられればよい」が62.4%と最も多く、次いで「一般就労(障害者雇用含む)したい」が13.7%となっています。

障害種類別で「一般就労(障害者雇用含む)したい」をみると、D精神障害者保健福祉手帳の所持者とF高次脳機能障害のある人で20%台と割合が高くなっています。

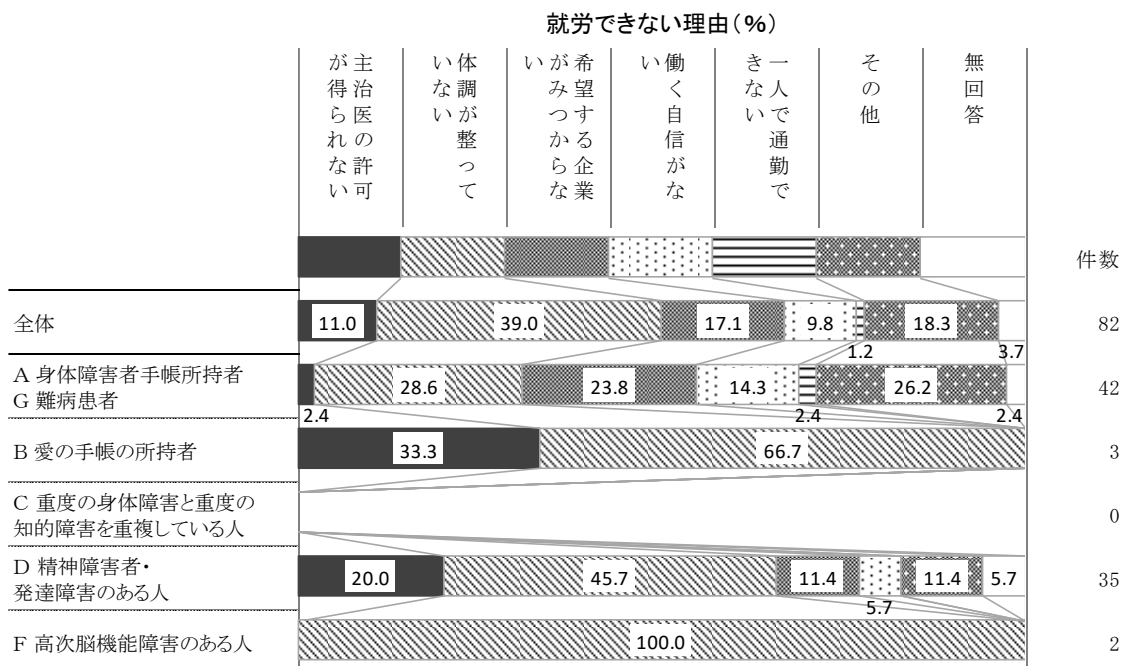


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労できない理由(問:現在、就労できていないのは、どのような理由ですか。)

全体では、「体調が整っていない」が39.0%と最も多く、次いで「その他」が18.3%、「希望する企業がみつからない」が17.1%と続いています。

障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者で「体調が整っていない」が28.6%、「希望する企業がみつからない」が23.8%となっています。



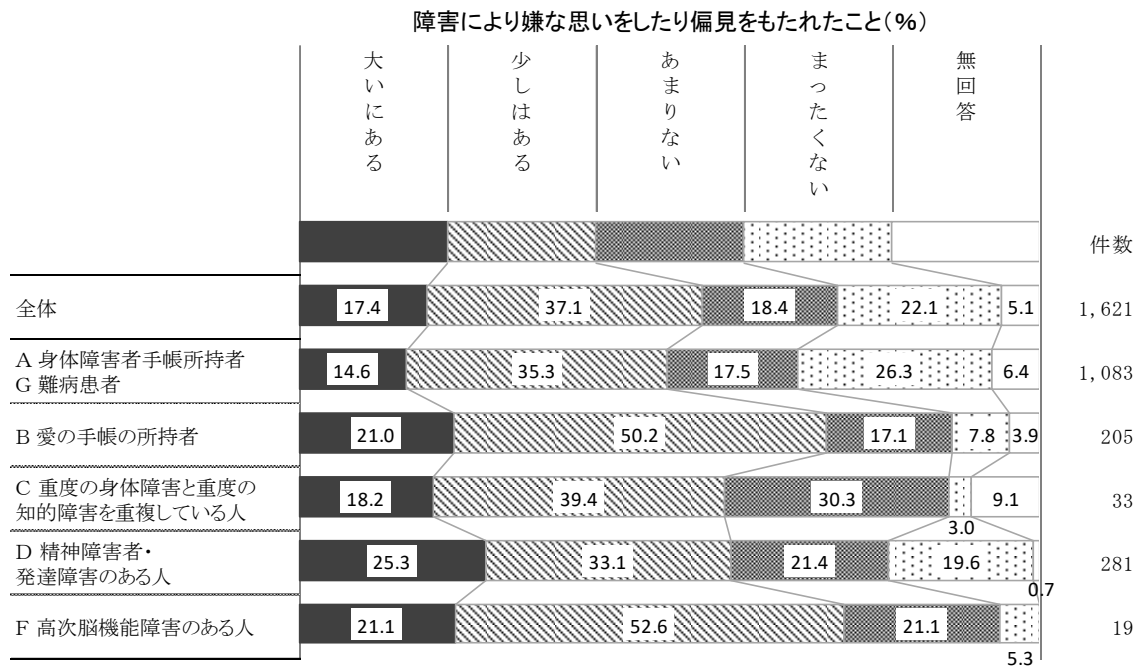
(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

(7) 社会参加、差別解消・権利擁護

●障害により嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと（問：あなた（ご本人）は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか？）

全体では、「少しはある」が37.1%、「大いにある」が17.4%となっており、『ある』（「大いにある」と「少しはある」の計）は54.5%になっています。一方、『ない』（「あまりない」と「まったくない」の計）は40.5%となっています。

障害種類別では、B 愛の手帳所持者と F 高次脳機能障害のある人で「ある」が70%を占めており、一方、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者で「ある」は49.9%と低くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

(8) 区の施策で力を入れる必要があるもの

●今後 10 年間の杉並区に望むこと（問：今後 10 年間の杉並区に望むことは何ですか？）

全体では意見は多岐にわたり、「生活・経済に関すること」が 26.6%と最も多く、次いで、「福祉関連のサービスに関すること」が 17.3%、「公共の場などに関すること」が 8.4%、「まちづくりに関すること」が 7.9%となっています。

障害種類別で多いものをみると、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者と D 精神障害者保健福祉手帳の所持者では「生活・経済に関すること」、B 愛の手帳の所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人と F 高次脳機能障害のある人では「福祉関連のサービスに関すること」、E 発達障害児では「学校など教育に関すること」となっています。

(件数=597)

順位	全体	A 身体障害者手帳所持者 G 難病患者	B 愛の手帳の所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者・発達障害のある人	E 発達障害児	F 高次脳機能障害のある人
1位	生活・経済に関すること 26.6%	生活・経済に関すること 26.4%	福祉関連のサービスに関すること 35.7%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること 41.9%	学校など教育に関すること 50.0%	福祉関連のサービスに関すること 33.3%
2位	福祉関連のサービスに関すること 17.3%	福祉関連のサービスに関すること 14.6%	生活・経済に関すること 14.3%	生活・経済に関すること 20.0%	障害に対する理解など 12.4%	障害に対する理解など	障害に対する理解など 22.2%
3位	公共の場などに関すること 8.4%	公共の場などに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 15.0%	福祉関連のサービスに関すること 8.6%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること
4位	まちづくりに関すること 7.9%	まちづくりに関すること 8.9%	障害に対する理解など 10.7%	医療機関、施設等に関すること	情報提供などに関すること 7.6%		公共の場などに関すること まちづくりに関すること 11.1%
5位	障害に対する理解など 7.5%	障害に対する理解など 4.6%	学校など教育に関すること 7.1%	障害に対する理解など 10.0%	公共の場などに関すること 4.8%		

上位5位の意見を抜粋